

## 7. 時代の動きと議会との関連分析及び検証

四日市公害発生時における本会議録の調査については、先に示したとおりであるが、当分科会では、さらに、時代の動きと議会との関連について、引き続き3班に分かれて追跡調査を行った。

なお、この調査を行うにあたり、各班の調査担当年代の入れ替えを行った。

1班：◎伊藤嗣也副分科会長、加藤清助委員、森智広委員、山本里香委員

担当：昭和42年9月～昭和47年6月（公害裁判期間）

2班：◎豊田政典分科会長、中村久雄委員、三平一良委員、村上悦夫委員

担当：昭和47年9月～昭和63年3月（公害裁判後）

3班：◎伊藤修一委員、杉浦貴委員、中森慎二委員、毛利彰男委員

担当：昭和35年6月～昭和42年7月（公害裁判前）

※◎は班長

調査内容については、以下のとおりである。

○複数回に及ぶ公有水面の埋立について、全体的な流れを整理（併せて、附帯決議が昭和55年に解除された理由を調査）

→埋立の流れ・経緯を時系列に沿って、図面・資料に整理

当時の写真、図面など、議員所有の資料を含めて可能な範囲で収集

○昭和42年に附した石油関連企業を誘致しない旨の附帯決議を、昭和55年に解除にした経緯と理由を整理

→附帯意見の内容、企業との公害防止協定の内容などを調査（強行採決時の写真なども参考に添付）

○工場敷地の緑化面積について、10%→20%→15%と緩和した理由を調査

→緑地面積が変遷した経緯と理由を調査

○ばい煙の排出基準について調査

→基準、対象物質を時系列に沿って整理

○大気汚染の警報発令権の権限について調査

→北九州市に発令権の権限移譲を受けるに至った経緯について確認

権限移譲について環境部の認識を確認

○公害防除について必要な法規の制定改廃状況を調査

→議会提出意見書の内容が、その後の法令改正に包含されたのか等、追跡調査

○公害被害者への救済、補償は十分になされたのか、また、公害被害者救済法の施行内容改善に関する意見書を受けての対応状況  
→救済の状況や対象など時系列に沿って整理（旧楠町も調査）

○昭和45年ごろの塩浜病院へ入通院していた公害患者数の調査  
→記録の有無を調査

○公害発生時に、市立四日市病院が果たした機能・役割について調査  
→当時の実態を市立四日市病院および環境部に確認

○公害防止に関する意見の詳細調査  
→特別委員会資料、環境部保有資料を調査

上記調査を行った結果、以下の（A）～（C）に論点が集約された。

- (A) 公害防除に関する規制、対策等について
- (B) 公害被害者への救済について
- (C) 公有水面の埋立とコンビナートの拡張について

次ページからは、上記調査を行った結果の分析・検証である。

## ①公害防除に関する規制、対策等について

### 1. 大気汚染問題の発生と初期段階の動き

#### ア. 公害防止対策委員会

昭和 34 年 4 月に本格的に稼働を始めた第一コンビナートは、ほどなく東京や地元の魚市場に出荷した一部の魚が臭くて売り物にならないという異臭魚問題を引き起こした。こうした海洋汚染に続き、翌年の昭和 35 年 4 月、塩浜地区連合自治会から市長に対し、「工業地帯からの騒音とガスなどで夜もおちおち眠れない」として、ばい煙、騒音、悪臭等公害について善処を求める陳情が行われた。これにより、地元塩浜地区における深刻な大気汚染問題があらためて顕在化することとなり、かつ、行政に向けた住民の動きのはじまりでもあった。

塩浜地区からの陳情を重く受け止めた市は、同年 8 月、本市の公害を防止するための調査及び審議をすることを目的として「四日市市公害防止対策委員会」を設置した。市の公害防除に対する取り組みは、市議会議員、企業代表、学識経験者の三者からなる同委員会の報告を受けて具体化していくこととなる。

#### 《四日市市公害防止対策委員会委員》（敬称略）

- ・市議会議員（4名） 伊藤太郎、加藤定男、生川平蔵、前川辰男
- ・企業代表（4名） 大協石油、三菱油化、日本合成ゴム、石原産業の各工場長
- ・学識経験者（3名） 水野宏名古屋大学医学部教授、武内次夫名古屋大学工学部教授、吉田克己三重県立大学医学部教授

### イ. 公害防止対策委員会の報告

#### ① 中間報告

昭和 37 年 2 月、四日市市公害防止対策委員会から市長に対して中間報告が提出され、市議会に対しても同様の報告がなされている。

中間報告では、「昭和 35 年 11 月から市内 11 箇所に設置した集塵計と亜硫酸ガス測定器による中間調査結果を基に系統的な化学分析を行ったところ、工場地帯のばい煙やチリの降下量が農村部の平均 5 倍に達したこと。アレルギー性疾患、心臓病、慢性気管支炎などの特定疾病の発生率が、塩浜地区や海蔵地区に多かったこと」等が報告されるとともに、継続調査の必要性が訴えられた。

#### ② 最終報告

昭和 39 年 6 月、同委員会から提出された最終報告書によると、大気汚染調査の結果として「亜硫酸ガスの汚染濃度は一部地域を除き横ばいにあるが、冬季の磯津地区は高濃度に達するほか、午起コンビナート（第二コンビナート）が操業を開始したので従来汚染の少なかった北部地域で S02（二酸化硫黄）が増大している。とくに特定の地区に S02 の排出源が集中し喘息疾病などの健康障害とも関連しているので、煙突有効長の増大や積極的な脱硫など防止策が必要である」等の指摘がなされた。

さらに、大気汚染が市民の健康に与える影響の考察と、今後の公害防止対策について、「汚染地区における住民の健康状態の監視と、大気汚染に関すると思料される喘息疾患者に対して適切な医療措置が講ぜられるよう配慮する必要がある」等の指摘もなされている。

#### ウ. 四日市市緑化推進条例の制定

四日市市公害防止対策委員会の最終報告から遡ること4ヶ月、緑化を推進し、住みよい明るい緑の町づくりと健全な市民生活に寄与するため「緑化都市」の実現を図ることを目的として、昭和39年2月、市長より緑化推進条例が提案され、市議会はこれを採択した。

戦後の市街地の復興と臨海地帯における工場誘致が進む中、公園、道路、学校等の公共施設や工場敷地、宅地の空地において緑化都市の実現を図ってゆくこととなった。

#### エ. 議会の動き（意見書No.1）

前述のとおり、四日市市公害防止対策委員会へ4名の議員が参画して科学的知見に基づく調査研究を行ったほか、昭和42年9月の公害裁判前までの間に、公害問題・公害対策について市の姿勢や取り組みを問う一般質問が、延べ67件なされている。

昭和39年3月、公害防止についての陳情を受け、市議会は、発議により、公害対策を目的とした初の特別委員会「都市公害対策委員会」を設置した。以後、昭和58年度までの20年にわたり、公害対策に関する特別委員会が設置されている。

特別委員会を設置した翌年の昭和40年6月、市議会は、公害問題の根本的な解決に向けて意見書を提出する必要があるとして、「産業公害並びに公災害防止に対する意見書」を内閣総理大臣ほか3大臣に提出し、公害防除対策については次の2項目を要望している。

- ① 四日市市における大気汚染緊急対策について、警報発令措置の市長への委託
- ② 大気汚染物質の基準設定についての法制化

#### オ. 検証

##### ○意見書に関して

- ① 四日市市における大気汚染緊急対策について、警報発令措置を市長へ委託することについて

警報発令権限は県知事が有していたが、当時、市内の大気汚染の実状に応じて的確に発令されなかつたとして、市長に対する警報発令の権限委譲を求めたもの。

警報発令権限については現在も三重県の所管事務となっており、大気汚染防止法第23条の規定に基づき硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学スモッグに係る緊急時の措置等について、三重県が大気汚染緊急時対策実施要綱を制定し、県内14地域を発令地域として緊急時の措置の対象としている。

当分科会としては、警報発令権は現在も県知事が有しており、意見書の趣旨が達成されたとはいえないことから、権限委譲の是非について今日的な検証が必要であると判断して、環境部に対して実態の聞き取り等の確認を行うとともに、本市と同

様に公害問題に悩み、及び全国で唯一、警報発令権限の委譲を受けている北九州市に対して、同市がなぜ権限委譲を受けたのか、また現状はどうなっているのか等について確認を行った。

(A) 環境部

- ・四日市市の大気観測データは、三重県においてリアルタイムで把握できている。また、三重県の地域事務所が四日市市内にあることから、三重県の所管事務であることで警報発令の判断が遅れるなどの支障が出るとは考えにくい。なお、昭和 50 年代以降、警報が発令された実績はない。
- ・気象状況や工場等の影響により、警報等の発令を行う場合には、朝日町及び川越町を含んだ四日市地域として広域的な対応が必要である。
- ・大気汚染防止法における四日市市の規制権限は、事業場（工場以外の事業所）に対する規制であり、原因物質の多くを排出する工場（製造又は加工をしている事業所）に対する規制権限は、三重県が有している。

(B) 北九州市

- ・県庁所在地（福岡市）から距離が離れており、当時の大気観測技術や情報通信技術では迅速な対応が困難であったため、権限委譲を受ける必要があった。なお、昭和 44 年以降は、警報は発令されていない。

② 大気汚染物質の基準設定についての法制化について

ばい煙の排出基準が現状に対応できていないとして、更なる基準設定について法制化を求めたもの。ばい煙の排出の規制等に関する法律（以下「ばい煙規制法という。」）の制定に関連するため、次項において検証した。

○四日市市緑化推進条例と工場敷地の緑化面積の変遷について

当分科会は、四日市市緑化推進条例の趣旨を受けて市の要綱で規定する緑化面積と、国の工場立地法に規定する緑地面積に着目し、本市における工場敷地の緑化面積が 10% → 20% → 15% と変遷した理由を明らかにするべくとして検証を行った。

《変遷の経過》

- ① 四日市市工場緑化の推進に関する要綱（昭和 47 年 11 月）  
→ 工場敷地面積の 10%以上 を緑化することを最終目標とした。
- ② 工場立地法（昭和 48 年 4 月）  
→ 工場敷地面積の 20%以上 の緑地面積を確保することが義務づけられた。
- ③ 四日市市公共施設の緑化の推進に関する要綱（昭和 61 年 3 月）  
→ 公共施設敷地面積の 15%以上 を緑化することを最終目標とした。
- ④ 工場立地法の地域準則が改正（平成 14 年 12 月）  
→ 緑地面積率 20% が 15% へ

《変遷の理由》

昭和 40 年代の急激な工業の発展に伴い、全国各地で公害等さまざまな社会問題が発生

した。そのため、「今後の立地に際しては、公害・災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行い、積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠」と認識されるようになり、「工場の立地段階から、企業自ら周辺の生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していく」ため、昭和 49 年に工場立地法が施行された。

同法においては、適正な工場立地を推進するため、一定規模（敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>または建築面積 3,000 m<sup>2</sup>）以上の工場については届出義務を課すとともに、「工場立地に関する準則」において周辺地域の快適な生活環境の形成に資するよう、工場敷地面積の 20% 以上の緑地面積を確保することなどが義務づけられた。

その後、工場立地法の施行から 20 年以上が経過し、大気汚染防止法等の環境規制法体系の整備や公害防止技術の進歩等、工場立地をとりまく環境が大きく変化するなかで、地域の実情に応じた効果的な緑地整備や工場施設の建替えの促進、工場と周辺環境との調和を図るため、平成 10 年に工場立地法の改正が行われ、緑地面積率等の緩和が都道府県や政令指定都市の裁量で可能となった。

このような状況のなか、三重県においては平成 15 年に、老朽化した工場施設の建替えや新たな事業展開を促進することで工場緑地の実質的な増加を図るという観点から、緑地面積率が低い工業専用地域と工業地域の既存工場（※）に限定し、緑地面積率の下限を 15% に緩和した。

※既存工場…工場立地法施行（昭和 49 年 6 月 29 日）以前に設置された工場。生産施設の増設など工場のレイアウトを見直す際に、新たに設置する生産施設の面積に応じた緑地整備が義務づけられている。

## 2. 公害防除について必要な法規の制定改廃

### （1）ばい煙の排出の規制等に関する法律 <公害裁判前>

#### ア. 経緯

大気汚染に対する国の法規制は、昭和 37 年の「ばい煙規制法」が最初である。

これに遡ること 8 年、産業公害対策を地方自治体に任せ、無策で過ごす政府を世論は疑問視し、公害への積極的関与を求める声が高まっており、昭和 29 年 3 月、厚生省は日本公衆衛生協会に大気汚染物質の許容限度を諮問し、昭和 30 年 11 月、「発生源で 1 時間に 6 分以上黒煙を排出してはならない」などと答申を受けた。

厚生省は「公害防止に関する法律案要綱」を作成するも、これを批判する通産省は「産業の実施に伴う公害の防止等に関する法律案（仮称）要綱」を作成した。環境保全を強調し指定地域を考慮する厚生省案は、経済団体から批判され、通産省及び運輸省からも反対され、立法作業を一時中止した。

昭和 34 年、通産省は大気汚染問題を公衆衛生問題としてのみ考慮するのではなく、産業の健全発展を図る目的で立法準備を開始し、厚生省と調整し、昭和 37 年 3 月、法案を提出した。

## イ. 概要

工場・事業場において発生するばい煙（すす、硫黄酸化物等）及び特定有害物質（硫化水素等）を規制対象とした制度。ばい煙発生施設が集合し大気を著しく汚染している地域を規制対象地域として指定（指定地域）し、指定地域について、ばい煙発生施設の種類ごとに排出口から排出されるばい煙の量（ばい煙濃度）の許容限度として、排出基準を設定するもの。

ばい煙の排出規制地域と対象施設を政令で指定し、地域ごとに規制基準を厚生・通産大臣が定めて順守を義務付け、県知事への規制対象施設の新設・変更の届出等を定めたものであるが、四日市市はその第一次地域指定（京浜、阪神、北九州の三大既成工業地域）から外れていた。

その後、市や県、住民代表などの働きかけによって、昭和38年11月、四日市地区大気汚染特別調査会（黒川調査団）による現地調査が行われ、その報告を受けて昭和39年5月に指定地域（第二次指定）となった。四日市地域はコンビナートと居住地が近接しているという事情を考慮して、第一次指定地域よりも厳しい亜硫酸ガス濃度の排出基準も設けられた。

## ウ. 議会の動き（意見書No.1・No.2）

前述のとおり、公害の実態を重く見た市議会は、昭和40年6月に「産業公害並びに公災害防止に対する意見書」において、「大気汚染物質の基準設定についての法制化」を要望し、続いて、昭和41年7月には、公害対策が依然として実効をあげえない現状であり、住民の苦情は極限に達しているとして「公害防除に対する具体的な施策の推進に関する意見書」を内閣総理大臣ほか5大臣に提出し、公害防除対策については「発生源における公害防除について必要な法規の早期制定・改正」を要望している。

## エ. 検証

これら2件の意見書が提出された背景には、公害防除に関する具体的な法規制が十分効果を發揮していたと言い難い状況にあり、なお公害被害が拡大していく中で、地域の実情を国に届ける必要があったといえる。

ばい煙規制法の排出規制は、煙突一本一本から出る煙に対して濃度を規制する「濃度方式」で、施設の設置についても許可制ではなく届出制であった。また、規制の権限が通産省にあって自治体に無い、という問題点もあり、工場密集地帯における多数の煙突による重複した汚染に対応できないという問題点があった。

国の法制化においては他都市の公害の状況も勘案されているため、意見書がいかほどの影響を与えたかを特定することは困難であるが、まず、昭和42年8月に制定・施行された「公害対策基本法」において公害対策の基本姿勢が示され、さらに、昭和43年5月、ばい煙規制法に代わって新たに「大気汚染防止法」が制定されたこと。後に大気汚染の総量規制が導入されたことを鑑みると、意見書の「大気汚染物質の基準設定についての法制化」および「発生源における公害防除について必要な法規の早期制定・改正」については、少なからず国の対応に繋がったものと推測される。

それでもなお、公害対策基本法が施行された翌月の昭和42年9月、公害に苦しむ患

者9人がコンビナート企業6社を相手に、慰謝料請求の訴訟を津地裁四日市支部に提起した。このことは、後の公害対策に大きな影響を与えることとなる。

## (2) 公害対策基本法

### ア. 経緯

それまでの「ばい煙規制法」や「水質保全法・工場排水規制法」などの個々の対症療法的な規制では不十分であり、公害対策の基本原則を明らかにし、総合的・統一的に推進していくことが重要という考えのもとに、昭和42年8月に制定された公害防止対策の基本となる法律。平成5年11月に環境基本法が公布・施行されるまでの26年間、日本の公害規制法体系の基本法として位置した。

### イ. 概要

国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であるとして、公害の定義を示し、公害防止について事業者、国・地方公共団体及び住民はどのような責務を負担すべきかを明らかにした法律。

この法律に示された公害は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の7種類で、公害防止計画などの公害防止に関する基本的施策のほか、費用負担、財政措置、紛争処理、公害対策審議会などを定めていた。

なお、内容の大部分はそのまま「環境基本法」に引継がれている。

また、同年、三重県は「三重県公害防止条例」を公布し、国より厳しい汚染物質の排出基準を課している。

### ウ. 議会の動き（意見書No.3）

昭和42年9月、亜硫酸ガスによる本市の公害は全国民の関心事として、国において公害対策基本法の制定を受けて抜本的施策を講じるよう、厚生大臣の四日市市訪問にあわせて意見書を提出し、公害防除について、次の3項目を具体的に要望している。

#### ① 公害対策基本法の関連法令の早期制定について

- ・環境基準の早期制定
- ・騒音防止法等関連法規の整備
- ・被害者救済制度の確立
- ・企業責任の明確化

#### ② 発生源対策について

- ・ばい煙規制法の改正
- ・公害防止技術の早期開発

#### ③ 公害行政の一元化について

### エ. 検証

#### ① 公害対策基本法の関連法令の早期制定について

- ・環境基準の早期制定

昭和 44 年 2 月、二酸化硫黄に係る環境基準について、初の環境基準が制定された。その後、「一酸化炭素」、「浮遊粒子状物質」、「二酸化窒素」、「光化学オキシダント」その他の環境基準が順次制定された。

・騒音防止法等関連法規の整備

昭和 43 年 6 月、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音を規制する「騒音規制法」が制定された。

・被害者救済制度の確立及び企業責任の明確化

次節「公害健康被害者の救済について」において検証した。

② 発生源対策について

・ばい煙規制法の改正

硫黄酸化物の排出基準の強化を求める意見書を提出した 8か月後の昭和 43 年 5 月、ばい煙規制法に代わって新たに制定された「大気汚染防止法」に基づき、本市の区域の多くが「硫黄酸化物に係る特別排出基準の適用区域」とされた。

【特別排出基準の適用区域】

四日市市（小林町、高花平 1 丁目から 5 丁目まで、采女町、小古曽東 3 丁目 7 番、貝家町、北小松町、南小松町、山田町、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町、川島町、小生町、菅原町、寺方町、高角町、曾井町、桜町、智積町、西坂部町、山之一色町、赤水町、上海老町、下海老町、平尾町、江村町、北野町、黒田町、萱生町、中村町、平津町、千代田町、伊坂町、山村町、広永町、朝明町、山城町、札場町、北山町、西大鐘町、大鐘町、あさけヶ丘 1 丁目から 3 丁目まで、八千代台 1 丁目及び 2 丁目、水沢町、水沢野田町、中野町、小牧町、市場町並びに西村町を除く。）

・公害防止技術の早期開発

環境白書によると、「公害防止関係の研究費は、昭和 47 年度において総額 513 億円となり、45 年度に比べ約 3 倍の規模となった。同期間における研究費全体の伸びが 30% であったことからみて、この規模の拡大は極めて大幅なものである。このうち、民間企業による研究費が約 8 割を占め、国、地方公共団体等の研究機関によるものが約 2 割となっている。公害防止技術の研究が直接的には当面の汚染の防除を目指している以上、そのための実用化研究が主体となり、民間企業の比重が大きいことは、いわば当然である」と結んでおり、民間主導で公害防止技術が進められてきた様子が伺える。

③ 公害行政の一元化について

昭和 46 年 7 月に環境庁が発足し、公害防止に関する事務を所管することとなった。さらに、平成 13 年 1 月、中央省庁再編により環境庁が改組され、環境省が設置された。責任区分の明確化のため公害行政の一元化を求めた市議会の意見は、国の機構改革により達成された。

### (3) 大気汚染防止法

#### ア. 経緯

ばい煙規制法は、石炭の燃焼によるばい塵の規制には効果を発揮したが、同法による排出規制を受けて工場等における主要な使用燃料が石炭から石油に移行した結果、硫黄酸化物の排出量が増え、現実の公害に対応しきれなくなった。そこで、昭和43年5月、ばい煙規制法が抜本的に見直しされ、大気汚染防止法が新たに制定された。

#### イ. 概要

大気汚染防止法では、ばい煙、揮発性有機化合物、粉塵、有害大気汚染物質、自動車排出ガスの5種類を規制している。ばい煙規制法の適用にもかかわらず、本市のように亜硫酸ガス等の有害な汚染物質が原因とされる大気汚染は、望ましいレベルにまでの改善は見られなかったため、それまで汚染物質の排出に関してのみ規制していたばい煙規制法を大きく見直し、K値規制を用いた、汚染物質の地上濃度を規制する内容となった。

#### 【K値規制】

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制方法。  
大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、それぞれ係数(K値)を決め、計算式により求められた許容量を超えるばい煙の排出を制限している。  
施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、またその値も小さい。  
※  $q = K \times 10^{-3} \times H e^2$  (q : 規制値 ( $S O_2 \times N m^3/h$ ) He : 有効煙突高 (m))

#### ウ. 議会の動き (意見書No.3)

前述のとおり。

#### エ. 検証

ばい煙の排出に関する規制について、大気汚染防止法において変更された主な点は次のとおりであった。

(A) ばい煙規制法では、工場等がすでに集合して設置されてしまった後に地域の指定を行い規制していたが、大気汚染防止法では、将来工場が集合して立地することが予想される地域についても、あらかじめ指定できることとし、予防的な観点から規制を加えることができることとした。

(B) ばい煙規制法では、ばい煙発生施設の排出口(煙突)における濃度が排出基準として定められていたのに対し、大気汚染防止法では、排出口の高さなどに応じた排出許容量を設定した点。さらに、指定地域のうち一定の地域の汚染が政令で定める限度をこえる場合には、「特別の排出基準」を定めることができることとなつた。

(C) 大気汚染が人の健康を損なうおそれがある場合（緊急時）には、都道府県知事は、あらかじめ、ばい煙排出者が届け出たばい煙量の減少計画に基づき、採るべき措置を勧告することができることとし、従来、協力要請ができるに過ぎなかつた点の強化を図った。

大気汚染防止法の制定に至るまでの間に、市議会は「公害防除について必要な法規の制定改廃」に関する意見書を3度に亘り提出しているが、当時の市議会の意見書の趣旨は、かくして国の施策に取り入れられたことがうかがえる。

大気汚染防止法が制定された後は、工場の高煙突化が推し進められ、汚染物質の地上濃度規制も次のように段階的に強化された。

【一般排出基準】

	S43. 12. 1	S44. 2. 1	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15 以降
K値	20.4	11.7	7.01	6.42	3.5	3.0

【特別排出基準】

	S44. 7. 29	S47. 1. 5	S49. 4. 1 以降
K値	5.26	2.92	1.17

（4）大気汚染総量規制の導入（県条例・大気汚染防止法の改正）

ア. 経緯

大気汚染防止法の施行にもかかわらず、四日市市には大量の排煙を出す煙突が密集し、それぞれの煙突から排出される汚染物質の相互作用により亜硫酸ガス濃度が下がらない地域も出るなど、なお課題を残すこととなった。

全国的にも、工場が密集し、地域全体にわたって高い汚染状況を呈している地域においては、従来の濃度規制やK値規制では希釈や高煙突化による多量排出が可能であり、地域の排出総量を抑えるには必ずしも十分ではないため、一定の範囲の地域における大気汚染物質の総量の許容限度を環境基準に照らして算定し、これ以下に排出量を抑えるよう個別発生源の規制を行う、総量規制方式の導入の必要性が高まっていた。

昭和47年4月、三重県では、汚染物質の排出総量そのものを一定規模以下に抑えることが必要であるとの認識から総量規制を盛り込んだ条例を設け、排煙拡散シミュレーションにより汚染予測を行い、この結果に基づき、総量規制を実施した。シミュレーションの内容としては、大気環境における許容限度を設定し、その限度を満たすために許容される煙突ごとの総排出量の範囲を決定するものであった。

一方、国は、工場密集地域における硫黄酸化物による汚染を改善するには、総量規制が極めて有効であるとの認識に立ち、昭和47年からモデル地域（水島、富士、大竹・岩国）における総量規制制度の導入を目指した調査研究を推進した。

昭和48年、環境庁内に総量規制方式検討委員会を設けて、合理的な規制方式の検討

を行い、総量規制導入の基本的内容をとりまとめ、中央公害対策審議会に諮問した。同審議会は、昭和49年1月に「大気汚染防止法の一部改正について」の環境庁案を適当と認める答申を行い、昭和49年6月、大気汚染防止法が改正され、法律による硫黄酸化物に係る総量規制制度が諸外国に先駆けて導入されることとなった。

## イ. 概要

大気汚染防止法における総量規制については、以下の方法により行われている。

### 《規制方法》

工場・事業場が集積しており、施設ごとの排出規制（K値規制）のみによっては環境基準の達成が困難と考えられる一定地域を国が指定し（現在24地域）、当該都道府県の知事は、地域全体での排出許容総量を算出し、総量削減計画を作成する。総量規制基準の基本式は、使用する原燃料が増大するに応じて、排出の許容量が低減するような規制式で表される。（原燃料使用量方式）

$$Q = a \cdot w b$$

Q：排出許容量（単位；温度零度・圧力1気圧の状態に換算したm<sup>3</sup>毎時）

w：特定工場等における全ばい煙発生施設の使用原燃料の量（重油換算、kl毎時）

a：削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b：0.80以上1.0未満で、都道府県知事が定める定数

また、新設された特定工場等及び増設のあった特定工場等に対しては、一般の総量規制基準より厳しい特別の総量規制基準が適用できる。

$$Q = a \cdot W b + r \cdot a \{ (W + W_i) b - W b \}$$

W<sub>i</sub>：都道府県知事が定める日以後に特定工場等に新設又は増設される全ばい煙発生施設において使用される原燃料の量

r：0.3以上0.7以下の範囲内で定める定数

さらに、総量規制基準の対象外となる小規模な工場等については、燃料使用基準（工場単位の基準）が定められており、重油その他の石油系燃料について、硫黄分を都道府県知事が定める。

## ウ. 議会の動き（意見書No.7）

昭和47年9月、四日市公害裁判の判決結果を受け止め、市議会は、環境基準及び排出規制の強化について、あらためて国に対して意見書を提出している。

## エ. 検証

三重県との連携により導入された「大気汚染総量規制」では、地方公共団体が直接規制を実施でき、公害問題の解決において強力で大きな効果が得られるという、2つのそれまでにない特徴が見られる。長期にわたり大気汚染に悩まされてきた本市にとっては、非常に有効な施策として公害防除に効果を發揮することとなった。

後に、この方式は、国の大気汚染防止法改正に繋がった。その一例として、「大気汚

染防止法」の下で、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）及び窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出量規制に適用された。また、より少ない硫黄分を含む高品質の燃料使用及び、排煙の脱硫工程の導入など、さまざまな規制措置をとるよう民間企業に促す指針であったため、企業側はそれに即して整備を進め、大気汚染は徐々に改善された。

環境基準及び排出規制の強化を求める市議会の意見は、国レベルの規制に盛り込まれることとなった。

## 公害防除について必要な法規の制定改廃状況

(網掛けは、市議会が国に提出した意見書)

年	法律・条例	概要
S33	公共用水域の水質の保全に関する法律	公共用水域の水質保全に関する最初の法規制
S37	ばい煙の排出の規制等に関する法律	大気汚染に関する最初の法規制
S40	産業公害並びに公災害防止に対する意見書 (意見書No.1)	大気汚染物質の基準設定の法制化、警報発令措置の権限委譲についての意見
S41	公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書 (意見書No.2)	発生源における公害防除について必要な法規の早期制定・改正についての意見
S42	公害対策基本法	日本の公害規制法体系の基本法 環境基本法の施行により廃止
S42	四日市ぜんそく患者等によるコンビナート企業に対する提訴	
S42	産業公害の防除対策に関する意見書 (意見書No.3)	公害対策基本法の関連法令の早期制定、発生源対策、公害行政の一元化についての意見
S43	大気汚染防止法	ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物等の規制
S43	騒音規制法	工場・事業場における事業活動に伴い発生する騒音の規制
S45	環境関係 14 法案 (水質汚濁防止法等)	公害国会(通称)において、公害関係法令を抜本的に整備
S46	悪臭防止法	規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭についての規制
S46	環境庁発足	国の公害行政が一元化される
S46	大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(三重県条例第60号)	法による排出基準に上乗せ
S47	三重県公害防止条例	硫黄酸化物の総量規制を導入
S47	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正	無過失損害賠償責任を導入
S47	四日市公害損害賠償事件 判決	
S47	公害防止に関する意見書 (意見書No.7)	環境基準及び排出規制の強化についての意見
S48	公害健康被害補償法	公害患者への医療費等の支給
S49	特定工場等において発生する騒音の規制基準 (三重県告示第241号の2)	特定工場(製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業に属する、ばい煙発生施設・汚水等排出施設・騒音発生施設・粉じん発生施設又は振動発生施設を設置している工場)

年	法律・条例	概要
S49	大気汚染防止法改正	硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制導入
S52	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(三重県告示第 725 号)	
S53	水質汚濁防止法改正	化学的酸素要求量(COD)の総量規制導入
S55	化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法(三重県告示第 317 号)	
S63	大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準(三重県告示第 462 号)	
H1	水質汚濁防止法改正	有害物質による地下水汚染の未然防止
H5	環境基本法	公害対策基本法の廃止
H7	四日市市環境基本条例(四日市市条例第 12 号)	本市の環境施策の基本方針を定める基本条例
H8	大気汚染防止法改正	ベンゼン等有害大気汚染物質を削減
H8	水質汚濁防止法改正	有害物質により汚染された地下水による人の健康被害の防止
H12	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(告示第 369 号)	四日市市における騒音規制法の権限委譲
H12	特定工場等において発生する騒音の規制基準(告示第 370 号)	
H13	三重県生活環境の保全に関する条例(三重県条例第 7 号)	公害の防止(大気、騒音、地下水、土壤汚染等)
H13	悪臭防止法第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域及び第 4 条の規定に基づく規制基準(告示第 319 号)	
H16	大気汚染防止法改正	揮発性有機化合物(VOC)規制
H18	大気汚染防止法改正	特定粉じん(アスベスト)の飛散防止
H23	水質汚濁防止法改正	有害物質貯蔵指定施設の規制
H24	悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準(三重県告示第 187 号)	

## ②公害健康被害者の救済について

### 1. 公害健康被害者救済制度

#### (1) 四日市市公害関係医療救済制度 <公害裁判前>

##### ア. 経緯

コンビナートが本格的に稼働を始めた昭和35年頃から「四日市ぜんそく」と呼ばれる閉塞性呼吸器疾患が塩浜地区等の住民の間で訴えられるようになり、大きな社会問題としてクローズアップされ始めた。

市では、国・県・関係各機関の協力を得て疫学的調査を行い、「大気汚染との関連の可能性が考えられる」との調査結果をもとに、全国に先がけて大気汚染による健康被害者を救済するため公害関係医療審査会を設置し、昭和40年5月、被認定者に対して医療給付（自己負担金の市費負担）を実施した。

なお、大気汚染と健康被害との因果関係が明確になっていない段階での、このような措置は、歴史的にも極めてまれなことであり、冒険的な試みであったという。

##### イ. 制度の概要

制度の対象となったのは、四日市市公害関係医療審査会に認定された患者であった。市は、治療にかかる経済的負担を軽減するために、自己負担分の市費負担を実施した。次の二つの条件を満たしていれば、公害認定患者として認められた。

- ① 指定地域に3年以上の居住歴がある。
- ② 指定疾患のうち、いずれかを患っている（肺気腫、気管支喘息、慢性気管支炎）

※市独自制度による被認定者数等 (人)

区 分 期 間	申請	認定	死亡	取消	制度終了時 被認定者数
昭和40年5月～	786	732	31	237	464
昭和45年1月					

##### ウ. 議会の動き (意見書No.2)

国レベルでこのような措置を支援する法的背景が確立されていなかったため、公費で賄う分は、全額市の負担であった。また、公害認定患者の「生活補償」については補償の対象外であった。

昭和41年7月、病苦と生活苦に困窮した患者の自殺があり、またそのことを問う一般質問において、当時の市長から「生活補償は地方自治体に求めるることはできない」との答弁があった。

こうした事態を重くみた市議会は、公害問題の早期解決を促進する意見書を提出する必要があるとして、「公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書」を内閣総理大臣ほか5大臣に提出し、公害健康被害者の救済については次の2項目を要望している。

- ① 公害関係認定患者の医療費並びに生活補償に関する国・県の緊急措置
  - ② 医療設備の充実及び避難所の設置に対する助成
- また、同年9月には、公害患者の医療費負担と生活補償等について求める請願を探査している。

## エ. 検証

- ① 公害関係認定患者の医療費並びに生活補償に関する国・県の緊急措置について  
昭和45年2月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が施行され、公害関係認定患者に係る医療費については、国が2分の1を負担することになった。  
(※残り2分の1は、事業者からの寄付による納付金を財源とした。)  
しかしながら、生活補償に関する措置は同法に盛り込まれなかつたため、以後、市議会からは、国に対して、補償の充実等を求めるなどの意見書を重ねて提出することとなつた。  
国による生活補償の実現は、意見書の提出から約8年の時を経て、昭和49年9月の「公害健康被害補償法」の施行を待つこととなる。  
なお、本市独自の制度として、公害裁判後の昭和48年9月、公害病を患つていて働けない患者を支援するため、石油化学コンビナート系の企業が拠出し「四日市公害対策協力財団」が設立され、そこから、生活費手当、死亡見舞金、示談金、臨時手当等が患者らに支給された。
- ② 医療設備の充実及び避難所の設置に対する助成について  
塩浜連合自治会及び塩浜小学校PTAから提出された、塩浜小学校の講堂を改築して公害時の避難所（空気清浄器付き）の設置を求める請願を受けて、国に対して意見書を出したもの。後に、既存の体育館に空気清浄器が設置された。

## （2）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法 <公害裁判期間>

### ア. 経緯

大気汚染の激しい地域の呼吸器疾病患者への医療費の補助などの救済は、本市をきっかけに他の自治体へ広がつていったが、公害対策基本法（昭和42年8月施行）を受けて、昭和44年、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下「旧救済法」という）」が制定された。

公害による被害は、一般の民事紛争と同様に、被害者がその公害発生原因者に民法の不法行為の規定に基づく損害賠償を求める途が開かれているわけであるが、公害被害の場合には、加害者を特定し、因果関係や故意過失の有無を立証すること等の点で極めて困難な場合が多い。しかも、その結論を得るまでには長期間を要するので、日々治療を要する健康被害者の救済には間に合わない場合がある。

このような公害問題の特殊性から、緊急に救済を要する健康被害に対し、民事責任とは切り離した行政上の救済措置を講ずるため、昭和44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が制定された。

## イ. 制度の概要

前述のとおり、この制度は、患者への医療費等の支給を定めたもので、費用の半分を公費、半分を産業界の任意の寄付によってまかなうものであった。社会保障制度の補完的な制度として医療費等の給付が行われたが、公害健康被害者の生活補償についての措置は講じられていなかった。

認定患者には、公害医療手帳が交付され、この手帳を医療機関の窓口で提示して医療を受けた場合には指定疾病についての医療費を支給するほか、一定の要件を満たす患者には、入院や通院のための諸雑費を補てんするための医療手当を、その疾病にかかり身体上の障害を起こし他人の介護を必要とする者には介護手当を支給することとしている。

なお、所得制限が設けられており、医療手当、介護手当は、認定患者本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額を超える場合には支給されなかつた。制度発足時の昭和44年度においては、所得税額（年額）17,200円であったが、昭和45年度には29,200円、昭和47年度には48,400円に引き上げられた。

※旧救済法による被認定者数等

(人)

区分 期間	申請	認定	死亡	辞退	制度終了時 被認定者数
昭和45年2月～	1,212	1,139	70	27	1,042
昭和49年8月					

## ウ. 議会の動き (意見書No.4)

昭和45年3月、旧救済法に基づく医療費等の給付が開始したが、その翌月、市議会は、同法の施行内容が本市の実情に必ずしも合致しないとして「公害に係る被害者救済に関する法律の施行内容改善に関する意見書」を内閣総理大臣ほか2大臣に提出し、次の5項目を要望している。

- ① 医療手当支給の所得制限撤廃について
- ② 通院患者への手当支給条件について
- ③ 手当の増額について
- ④ 公害病認定疾患について
- ⑤ 認定地域の拡大について

## エ. 検証

### ① 医療手当支給の所得制限撤廃について

旧救済法の所得制限により、認定患者475人のうち74人が補償から除外されることになるとして、所得制限の撤廃を求めることについて、国は基準を直ちに見直すことはなかつたものの、昭和48年10月に制定された「公害健康被害補償法」において、所得制限を撤廃している。

なお、所得制限を越えた患者に対して、本市は、単独で認定、給付を続けており、被認定者数等は次のとおりであった。

※旧救済法適用外 市単独被認定者数等 (人)

区分 期間	申請	認定	死亡	辞退	制度終了時 被認定者数
昭和45年2月～ 昭和49年8月	34	34	1	19	14

② 通院患者への手当支給条件について

月を単位として8回以上の通院実績があることが支給要件となっていたため、実情にあった内容に改善するよう求めたもの。本件についても、公害健康被害補償法において、月を単位として4日以上の通院実績がある患者に支給されるよう見直しが図られている。

③ 手当の増額について

入院、通院患者ともに手当の増額を要望している。

旧救済法においては、入院や通院のための諸雑費を補てんするための医療手当の給付があるが、当時、物価水準が右肩上がりの中、それら社会情勢を勘案して国は給付額を定めていた。

④ 公害病認定疾患について

耳鼻咽喉関係の疾患が急増していることから、これらについても認定疾患に含めることを要望している。本市の区域内において、新たに耳鼻咽喉関係の疾患が認定疾患に追加された等の記録は見つからなかった。

⑤ 認定地域の拡大について

当分科会の調査において、本件の詳細を記す文献、資料等は見つからなかった。  
また、経過等に関する文献、資料は見つからなかった。

(3) 無過失損害賠償責任制度の確立 <公害裁判期間>

ア. 経緯

昭和46年当時、公害により被害を受けた人々に対しては、行政的な救済措置として、すでに「旧救済法」に基づき、医療費、介護手当および医療手当の支給がなされていたが、公害事案については、私法的な面においても、事業者の責任を強化して、被害者の一層円滑な救済ができるような措置、すなわち「事業者の無過失損害賠償責任制度を創設すべき」であるということが強く要請されていた。

この問題については、昭和42年8月に公害対策基本法が制定された当時からとりあげられていたが、昭和45年9月、佐藤総理が所信表明演説で「企業の無過失責任を早急に検討する」旨約束してから具体化することとなった。

これを受け、政府においては公害対策本部を中心に立法作業の検討を開始し、昭和46年7月に環境庁が発足してからは、環境庁がこれを受けつぐこととなった。

環境庁においては、無過失責任は、民法の過失責任の原則の例外となるものであり、わが国の私法の法体系全体に関わる問題であるとして、慎重な検討が重ねられていた。

#### イ. 議会の動き（意見書No.6）

昭和46年9月、市議会は、「無過失賠償責任法の早期制定に関する意見書」を内閣総理大臣ほか2大臣、1長官に提出した。

前述のとおり、昭和42年に公害対策基本法が成立したが、賠償責任の詳細の検討が課題であり続ける中、賠償責任対象物質の国会議論では、物質と被害の因果関係証明の困難さから、硫黄酸化物などの複合汚染を対象外とする意見が優勢であったことが、法律要綱案から判明した（昭和46年5月）。

これを受け市議会は、政府が立法化を進めている「無過失賠償責任法案」に、硫黄酸化物などの複合汚染を規制対象に含めることを求めた。

#### ウ. 検証

昭和47年6月、「公害に係る無過失責任法」（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正）により、公害発生の原因者は故意・過失の有無にかかわらず責任を免れることができないとされた。

さらに、その附則で公害の被害者に対し、損害賠償を補償する制度について検討を加え、速やかに措置を講ずるものとするという規定が加えられ、これを契機に、前述の「公害健康被害補償制度」について検討が着手されたとされる。

本法案の主な内容は次のとおりであった。

① 工場または事業場における事業活動に伴って人の健康に有害な一定の物質が大気中に、または水域等に排出されたことにより、人の生命または身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、故意または過失がない場合であっても、これによって生じた損害を賠償する責めに任ざることとしたこと。

この場合の有害な物質とは、大気汚染防止法および水質汚濁防止法において人の健康に被害が生ずるおそれがある物質として規制の対象とされているもので、硫黄酸化物等複合汚染を常態とする物質をも含めることとしている。

② 損害が二以上の事業者の共同不法行為によって生じた場合において、その損害の原因となった程度が著しく小さい事業者があるときは、裁判所は、その者の損害賠償の額を定めるについて、その事情を斟酌することができる途を開いたこと。

③ 無過失責任は、この法律の施行の日以後における有害な物質の排出による損害について適用することとし、遡及はさせないこととしたこと。

#### （4）公害健康被害補償法 <公害裁判後>

##### ア. 経緯

経済の急速な拡大、都市化の進行等を背景に環境汚染は進行し、大気の汚染や水質の汚濁による健康被害の発生は、全国的に大きな社会問題となっていた。

前述のとおり、旧救済法においては、医療費の自己負担金を給付するにすぎず、財産的損失に対する補償や慰謝料は含まれていなかつたこと。また、訴訟によってこれ

らの問題を解決するには、かなりの労力と日時を要し、原因者が不特定多数の場合には、民事上の解決に委ねることに限界があるという問題があったとされる。

また、昭和 47 年 6 月、「公害に係る無過失責任法」の附則において、公害被害者に対し、損害賠償を補償する制度について検討を加え、速やかに措置を講ずるものとするという規定が加えられたこと。

さらに、昭和 47 年 7 月、四日市公害裁判において原告側が勝訴し、被害者救済の緊急性が叫ばれるようになったことから、当初立法準備期間は 2 ~ 3 年必要とされていたが、異例の速さで、昭和 48 年 10 月「公害健康被害補償法」(49 年 9 月施行)が制定された。

#### イ. 制度の概要

##### ① 対象者

相当範囲の著しい大気汚染による気管支喘息等の疾病が多発している地域（当初、四日市、東京 19 区等 41 地域が指定されたが、昭和 63 年法改正によりすべて解除）において一定期間在住し、一定の疾病（指定疾病）にかかっていて、四日市公害健康被害認定審査会に認定された公害患者であった。

また旧楠町についても、昭和 49 年 11 月に地域指定され、給付対象となった。

※公害健康被害補償法による被認定者数等 (人)

区分 期 間	申請	認定	死亡	辞退等	制度終了時 被認定者数
昭和 49 年 9 月～	1,738	1,634	352	401	881
昭和 63 年 2 月					

注) 昭和 63 年 3 月以降は、公害健康被害の補償等に関する法律による給付へ移行

##### ② 補償給付の内容

次の 7 種の給付を行うこととしている。

- A) 療養の給付及び療養費、B) 障害補償費、C) 遺族補償費、  
D) 遺族補償一時金、E) 児童補償手当、F) 療養手当、G) 葬祭料

##### ③ 補償給付の財源

本制度では補償給付や公害保健福祉事業に必要な費用を、汚染原因物質の排出者から徴収することとなっている。

- ・汚染負荷量賦課金（8割）
- ・自動車重量税からの引き当て（2割）

#### ウ. 議会の動き (意見書No.7)

昭和 47 年 9 月、四日市公害裁判の判決結果を受け止め、市議会は、被害者救済法の改正及び救済補償制度の確立について、あらためて国に対して意見書を提出している。

## 工. 検証

昭和49年9月に、「公害健康被害補償法」が施行されたことで、それまで公害患者に対して四日市が独自に実施していた治療費支援は、国が引き継いで行うこととなった。また、この法律に基づき、医療手当、傷害補償金、遺族給付金等の手当が支給されることとなり、患者の救済が一層充実された。

その結果、公害認定患者への生活補償を目的とする「四日市公害対策協力財団」は、同法による給付等の事業に、そのほとんどの事業が吸収されることとなり、法との差が生じている一部の事業に限って継続実施してきたが、昭和53年3月末をもって法との差も概ね解消したとして解散した。

また、同補償法には、公害健康被害者の健康回復を目的とした公害保健福祉事業が設けられ、本市では、転地療養、リハビリテーション、家庭療養指導等を行っている。

これに至るまでの間に市議会から提出された意見の多くは、この「公害健康被害補償法」の施行をもって結実することとなったといえよう。

なお、後に、大気汚染による公害事例が減ってきたという状況を鑑み、国においては大気汚染の状況が改善傾向にあるとして、昭和63年3月1日から、その名称を「公害健康被害の補償等に関する法律」に変更し、全国41指定地域の全てが解除された。

これをもって公害患者の新規認定は終了することとなった。

## 2. 塩浜病院の存続

### ア. 経緯

三重県立大学医学部は、「四日市ぜんそく」の研究で業績があったが、三重県の財政は厳しく、国立大学に比べて研究費が乏しい等の問題を抱えていた。

昭和43年ごろから、校舎を国立三重大学の隣接地に移転するなど三重県立大学医学部を国立三重大学へ移管しようとする動きが、本格化されてきた。

塩浜病院は、三重県立大学医学部の附属病院であったことから、公害（四日市ぜんそく）患者の診療にあたる病院としての存続を求める声が高まっていた。

### イ. 議会の動き（意見書No.5）

昭和45年9月、市議会は、「三重県立大学医学部附属塩浜病院存続に関する意見書」を三重県知事に提出した。

塩浜病院は、本市における公的医療機関として古くから市民に親しまれ、その上、産業医学研究所を併設し、医療機関としての機能を有するため、当市の実情から、環境行政上不可欠である。したがって、国立移管後もぜひ病院として存続させ、医療機関としてますます充実を図り、経済優先から人命尊重の時代に報いられたい、として要望を行っている。

## ウ. 検証

### ① 塩浜病院について

昭和 47 年 5 月、三重大学医学部が設置され、三重県立医大の国立移管が行われたが、塩浜病院は津市から離れていたため国立移管を断念し、県立病院として存続した。その後、平成 6 年に、塩浜地区から日永地区に移転し、三重県総合医療センターとして、現在に至っている。

当分科会としては、意見書の提出に至った背景を確認するため、当時、塩浜病院に入通院していた患者数について、三重県総合医療センターに確認を行った。しかしながら、つぶさにそれがわかる統計記録は残存しておらず、わずかに「三重県立総合塩浜病院研究業績集 VOL. 5 昭和 63 年 12 月」において、塩浜病院第一内科を受診した気管支喘息患者 522 名のうち昭和 42 年より昭和 60 年までに塩浜病院で死亡した患者は 53 名であったことが、副島医師の研究論文中に記されているのみであった。

### ② 市立四日市病院について

さらに当分科会においては、塩浜病院とともに公的医療機関として存在していた市立四日市病院について、四日市公害にどう向き合い、どのような機能・役割を果たしていたのかについて確認・検証を試みた。

残念ながら、病院において組織的にとりまとめた文献・資料は存在しなかったが、医師、看護師、学術機関など医療関係者への配付を目的とした「市立四日市病院雑誌 昭和 63 年度版」中に、高橋医師ほか 3 名の医師により、書類の完備していた昭和 41 年 3 月から昭和 63 年 3 月末までに死亡した患者 458 名についての調査報告がなされていた。それまで認定患者の死因についてまとまった報告がなされていなかった中での取り組みであったとのことである。

公害被害者救済制度の変遷

(網掛けは、市議会が国等に提出した意見書)

年月	制 度	主体	対象	給付内容	備考
昭和38年8月	自治会による医療費の負担	塩浜地区連合自治会	塩浜地区公害患者	・医療費	・自治会費による負担が重く、3ヶ月で中止
昭和40年5月	四日市市公害関係医療救済制度	四日市市	公害認定患者 (市制度)	・医療費	・一定の認定要件にもとづいて公害患者であると認定されたものに対して、医療費の自己負担分を四日市市が負担
昭和41年7月	(No.2)公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書		・国、県における公害関係認定患者に対する医療費並びに生活保障についての緊急措置 ・医療設備の充実及び避難所の設置に対する助成(塩浜地区)		・昭和45年に、公害にかかる健康措置法の救済に関する特別措置法が制定された ・既存の体育館に空気清浄器が設置された
昭和45年2月	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法	国	公害認定患者 (国制度)	・医療費 ・医療手当 ・介護手当	・法の整備にあたり四日市市公害関係医療救済制度から、ほとんどの者が法による救済制度へ移行
昭和45年3月	(No.4)公害に係る被害者救済に関する法律の施行内容改善に関する意見書		補償の充実、所得制限の廃止、通院手当の支給要件の緩和、手当の増額		・昭和49年に、公害健康被害補償法が制定されるに至った
昭和45年9月	(No.5)三重大学医学部付属塩浜病院存続に関する意見書		・国立三重大学への移管について、移管された後も塩浜の地に病院の存続を求めた		・国立への移管を断念し、県立病院として存続した後、平成6年に、三重県立総合医療センターに移転された
昭和46年9月	(No.6)無過失賠償責任法の早期制定に関する意見書		・政府が立法化を進めている「無過失賠償責任法案」に、硫黄酸化物などの複合汚染を規制対象に含めることを求めた		・昭和47年の「公害に係る無過失責任法」(大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正)により認められた
昭和47年7月 11月	損害賠償 (四日市公害訴訟判決及び自主交渉)	四日市公害訴訟被告6社	裁判原告(7月) 自主交渉患者(11月)	・損害賠償	・裁判原告及び自主交渉患者(磯津地区住民)に対する裁判被告6社による損害賠償 ・医療費等については、旧救済法を適用
昭和47年9月	(No.7)公害防止に関する意見書		・被害者救済法の改正及び救済補償制度の確立		・昭和49年に、公害健康被害補償法が制定されるに至った
昭和48年9月	四日市公害対策協力財団による救済事業(昭和53年3月31日廃止)	四日市公害対策協力財団	公害認定患者 (国制度) (裁判原告、自主交渉患者は除く)	・生活保障 (生活安定費・死亡弔慰金・一時金・年金)	・四日市公害訴訟の原告患者および自主交渉患者は対象外。 ※四日市公害対策協力財団…公害認定患者の生活安定等に資することを目的に、企業18社からの出資金により設立された財団

年月	制 度	主体	対象	給付内容	備考
昭和49年9月	公害健康被害補償法 (公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の廃止)	国	公害認定患者 (国制度)	①療養の給付及び療養費 ②療養手当 ③障害補償費 ④児童補償手当 ⑤遺族補償費 ⑥遺族補償一時金 ⑦葬祭料	・旧救済法で給付されてきた医療費、医療手当、介護手当(①②)に加え、生活補償費(③～⑦)を給付 (裁判原告、自主交渉患者については、生活補償費は対象外) ・楠町が昭和49年11月に地域指定され、給付対象となる。
昭和53年4月	四日市市公害健康被害者特別救済措置要領	四日市市	裁判原告 自主交渉患者	①療養の給付及び療養費 ②療養手当 ③障害補償費 ④児童補償手当 ⑤遺族補償費 ⑥遺族補償一時金 ⑦葬祭料	・裁判原告及び自主交渉患者に対しても、他の公害認定患者と同様に生活補償費が給付される。 (①②は従前どおり公害健康被害補償法による給付)
昭和63年3月	公害健康被害の補償等に関する法律 (公害健康被害補償法の改正)	国			指定地域の解除(既認定者への補償の継続)

### ③公有水面の埋立とコンビナートの拡張について

#### 1. 公有水面の埋立

##### (1) 公有水面埋立法と議会

公有水面埋立法は、日本の河川、沿岸海域、湖沼などの公共用水域の埋立、干拓に関する法律で、議会の関与については、次の流れに示すとおりである。

- ① 公の水面を埋め立てて土地を造成しようとする者は、知事の免許が必要である。
- ② 免許の出願があった場合、県知事は、地元市町村長の意見を聴取する必要がある。
- ③ 市町村長が意見を述べようとする場合、議会の議決を必要とする。

##### (2) 公有水面埋立法に基づく意見

###### ア. 概要

当分科会が調査対象とした期間（昭和 35 年度～昭和 62 年度）において上程された公有水面埋立に関する議案は、次項に掲げる 8 件であった。事業者は、四日市港管理組合（以下「四港」という）が 6 件、四日市市が 1 件、四日市港開発事業団が 1 件で、いずれも公有水面埋立法第 3 条の規定に基づき本市に意見を求めた案件である。

当分科会としては当時の状況を正確に把握するため、四港に対して「公有水面埋立の理由」および「埋立箇所への立地企業」について調査を依頼した。

###### イ. 提案理由、埋立箇所および立地企業

各議案の提案理由、埋立箇所および立地企業については、四港から次のとおり回答を受けた。

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ・石油化学関係工場用地等（第 3 コンビナート） | 2 件 (①・⑤)     |
| ・港湾用地（物流関連）              | 4 件 (②・③・⑥・⑦) |
| ・その他用地（水産基地、プールセンター等）    | 2 件 (④・⑧)     |

###### 《提案理由》

###### ① 昭和 42 年 7 月四日市市議会 発議第 5 号

この埋立は先に県、市議会の議決を経て、設置団体である、三重県、四日市市から、昭和 42 年 3 月 9 日付で、四日市市霞ヶ浦地先公有水面において工業用地（関連公共用地等を含む）の取得、造成及び処分並びにこれと併せて整備すべき施設等の整備事業の委託を受け、公災害対策を十分配慮して出島方式による石油化学関係工場用地を造成するものである。

###### ② 昭和 43 年 9 月四日市市議会 発議第 4 号

岸壁敷として造成する。

③ 昭和 43 年 9 月四日市市議会 発議第 5 号

本埋立の目的は近年北伊勢臨海工業地帯を主とした四日市港背後地の著しい発展により、入港船が大型化し、取扱貨物は急激に増大しつつある。従って現有港湾施設ではこの港勢の伸展に対応できないため第 3 ふ頭を計画し、埠頭用地を造成する。

④ 昭和 43 年 9 月四日市市議会 発議第 6 号

近年迄、海水浴場として市民に親しまれてきた、四日市市霞ヶ浦地先には、昨年 10 月、臨海工業用地 2,120,318 m<sup>2</sup> の造成が始まり、47 年度末、完成を目指し埋立が進められており、ここには、大協和石油化学(株)を中心とする第三の石油化学コンビナートが、立地される予定である。

そこで、市は、本地域の一帯の環境整備、特に、失われた海水浴場にかわるプールセンターを建設し、市民に、レクリエーションと憩いの場を提供するため、公有水面を埋立て、用地の造成を計画するものである。

⑤ 昭和 46 年 12 月四日市市議会 発議第 12 号

当工業用地造成は昭和 42 年 9 月 26 日四日市港開発事業団が埋立免許を受け、内一区は昭和 45 年 3 月 6 日に竣工しました。残り二区の部分 (852,766.14 m<sup>2</sup> 竣工期限 昭和 47 年 3 月 31 日) については未竣工のまま四日市港開発事業団より四日市港管理組合が埋立権の譲渡 (昭和 46 年 5 月 28 日付組合指令港第 187 号) を受け施行することとなりましたが、これと合わせて港湾計画に基づき前面に都市型企業を誘致し均衡のとれた地域経済開発とその発展を図るためにその用地を造成するものであります。

⑥ 昭和 46 年 12 月四日市市議会 発議第 13 号

本埋立の目的は、背後地域の産業経済の成長及び陸上交通の整備にともなう輸送距離の拡大等によって取扱貨物量が増大すると共に輸送構造の多様化、近代化に対処するため公共埠頭をはじめとする商港施設の拡充強化を図るべく用地を造成するものである。

⑦ 昭和 47 年 12 月四日市市議会 発議第 7 号

本埋立の目的は、背後地域の産業経済の成長及び陸上交通の整備にともなう輸送距離の拡大等によって取扱貨物量が増大すると共に輸送構造の多様化、近代化、高速化に対処するためコンテナ専用埠頭をはじめとする商港施設の拡充強化を図るべく用地を造成するものである。

⑧ 昭和 49 年 12 月四日市市議会 議案第 160 号

ア、水産基地の現況

現在、伊勢湾内における遠洋漁業基地は、四日市港の富双地区のみである。

富双地区は、昭和 32 年遠洋漁業を主とする基地として、岸壁および埠頭用地等、公共用地約 50,000 平方メートル、これに伴う水産関連施設用地約 120,000 平方メートル、計 170,000 平方メートルを昭和 39 年 3 月までに完成した。

その後、昭和 44 年に遠洋漁船が本格的に入港し、水揚げを行なうようになり、背後水産関連用地への冷蔵庫あるいは、漁船修理用造船所の建設が行なわれ、水産物水揚量も昭和 45 年には、約 20,000 トンとなった、しかしながら遠洋漁業基地として、本格的に活動を行なうには、水揚施設等の不足が生じたため、水深 -7.5 メートル、延長 420 メートルの岸壁の建設に着工、昭和 48 年には、内 200 メートルの供用開始ができるようになり、背後地には、船舶給油基地および船員会館が建設され、さらには、生産者団体による冷蔵庫の建設が計画され、水産関連用地は総て利用尽され、用地不足の状態である。

イ、水産基地の将来計画

昭和 45 年、四日市港長期港湾計画が国の港湾審議会の審議を経て決定され、この計画による現在施行中の岸壁（-7.5 メートル）および埠頭が完成すれば、昭和 55 年における水揚量は 80,000 トンとなり、背後水産関連施設用地も富双地区だけでは不足するため、天力須賀地区 230,000 平方メートル、朝明地区 60,000 平方メートルの用地を造成し、遠洋漁業を中心とする水産基地として、充分機能を発揮できるよう計画を樹立した。

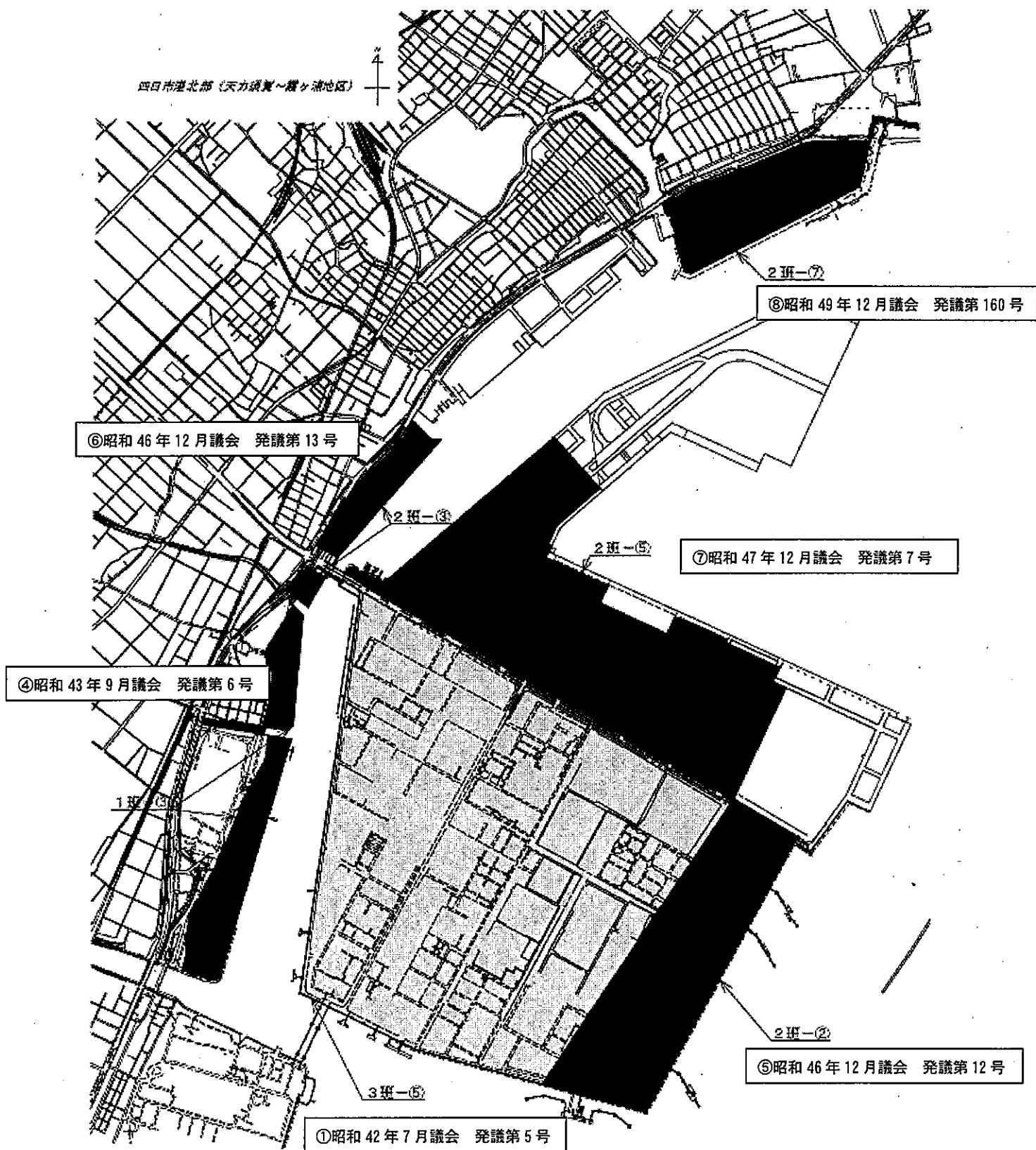
ウ、天力須賀地区埋立必要理由

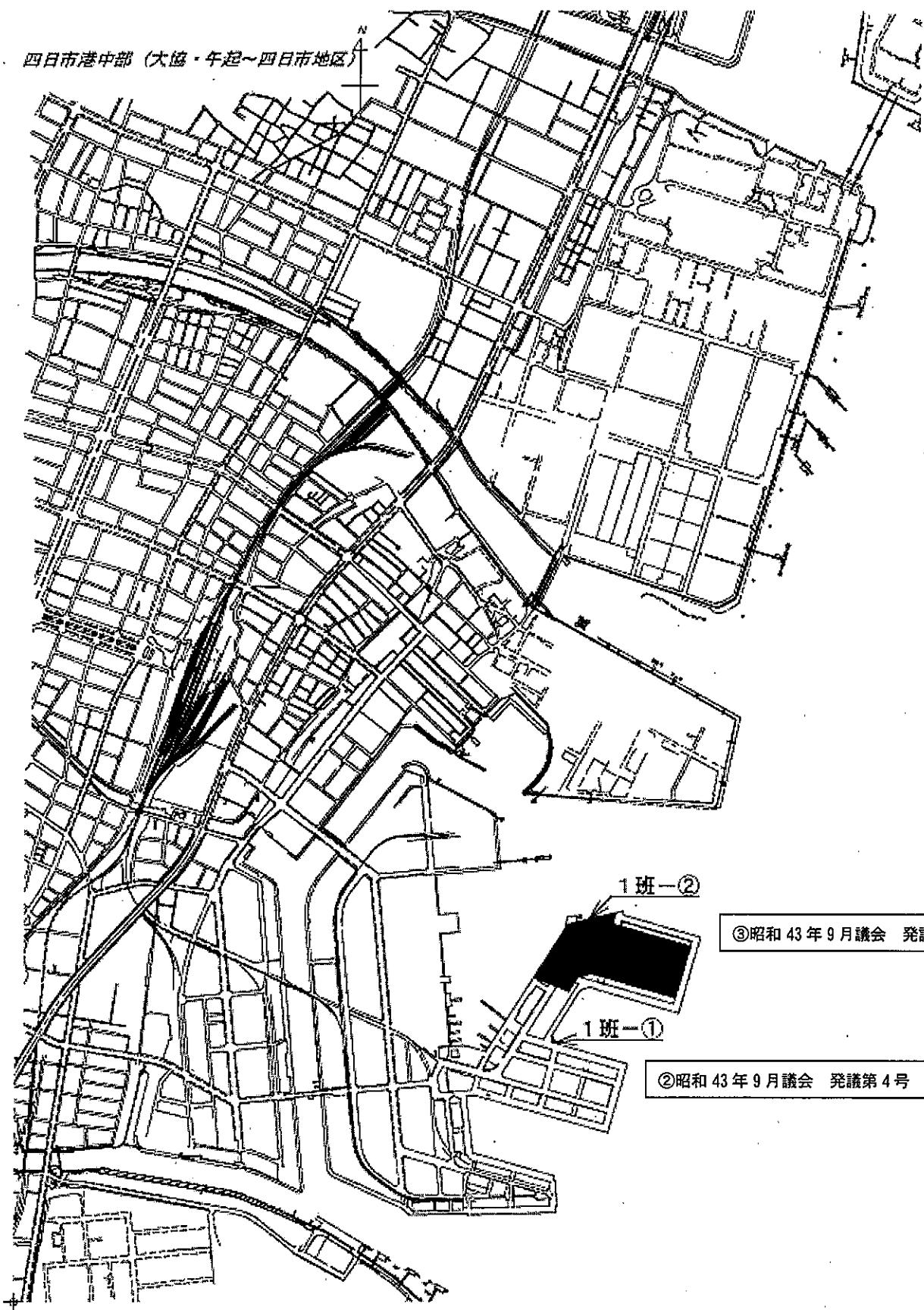
昭和 48 年における水揚量は、15,000 トンであり、これに対してもはや背後水産関連用地は、前述の如く不足をきたしており、さらに水揚施設が総て完成すれば現在増加しつつある水揚量は、昭和 55 年には 80,000 トンに達する見込みであるため、港湾計画に則り、是非、天力須賀地区の造成を行ない、水産基地として機能を充分発揮できるよう対処することが緊要である。

かかる問題を解決すべく埋立を計画した。

《埋立箇所位置図》

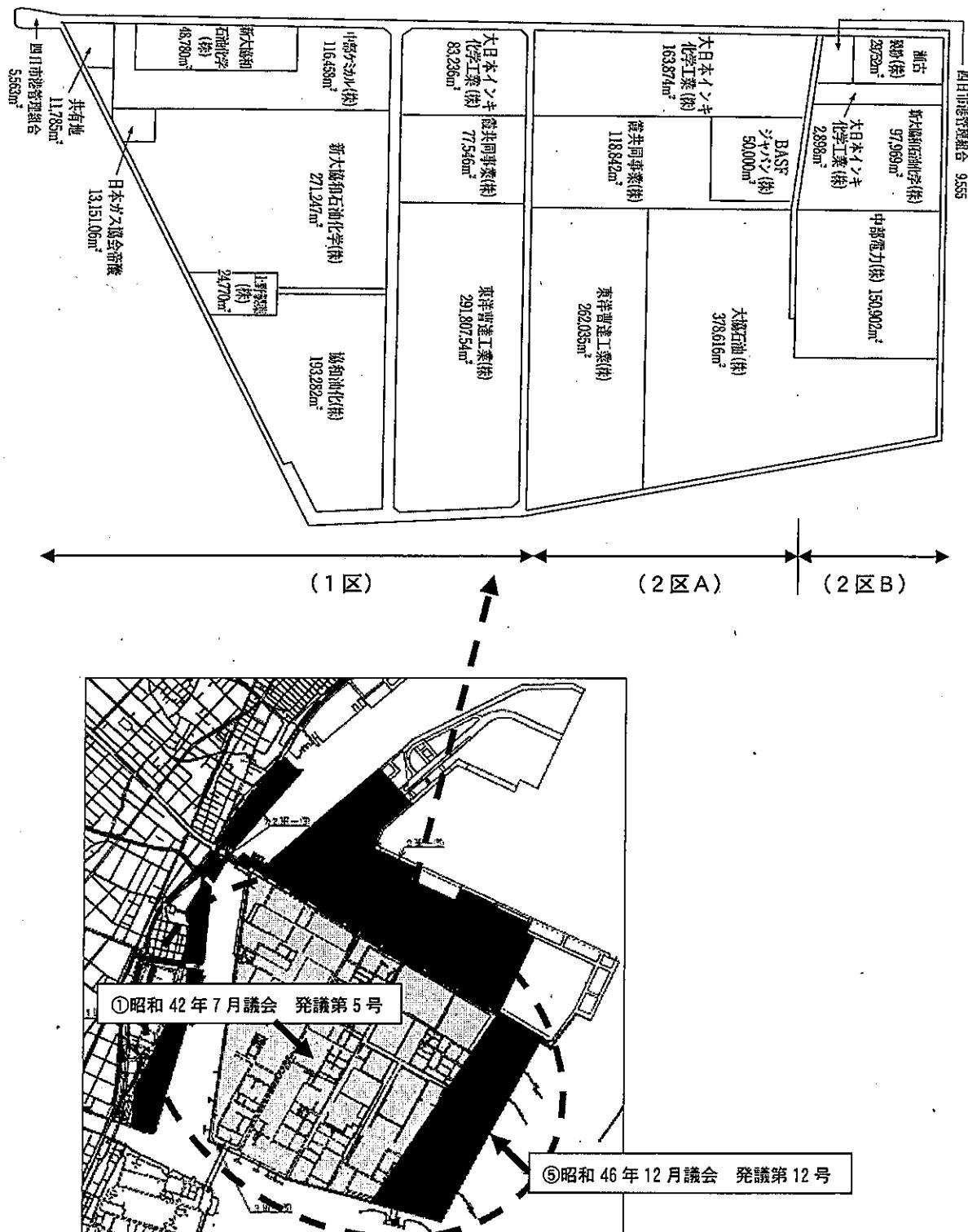
(昭和 42 年 7 月議会～昭和 49 年 12 月議会)





《第3コンビナート：霞ヶ浦工業用地分譲図》 (昭和61年1月現在)

※議案2件 (①・⑤)



## ウ. 市民からの声

### ① 昭和 42 年 7 月四日市市議会 発議第 5 号 に関するもの

第 3 コンビナートの造成計画を前に、昭和 41 年 12 月、新たな石油化学工場の誘致は公害の発生源となりうるなどとして、地元自治会から、以下のとおり、請願及び陳情が市議会に提出されている。

- ・請願第 16 号 霞ヶ浦地先埋め立てに伴う公害発生工場誘致反対について
- ・請願第 17 号 公害発生工場の誘致中止について
- ・陳情第 32 号 霞ヶ浦地先水面埋め立て並びに石油化学工場の誘致反対について
- ・陳情第 33 号 霞ヶ浦地先埋め立てに伴う公害発生工場の誘致反対について
- ・陳情第 44 号 霞ヶ浦地先埋め立てに伴う公害発生工場の誘致反対について

### ⑤ 昭和 46 年 12 月四日市市議会 発議第 12 号 に関するもの

昭和 46 年 6 月、霞ヶ浦地先 40 万坪の土地を埋め立て工場用地の造成を行なう計画に対して、将来の公害発生源となるとして、地元自治会から、次の請願が市議会に提出されている。

- ・請願第 24 号 霞コンビナート地先の埋立について

また、同年 12 月には、次の請願が市議会に提出されている。

- ・請願第 48 号 霞ヶ浦地先の第 1 期第 2 次・第 2 期埋め立て石油コンビナート増設反対について

## (3) 議会の動き

### ア. 公有水面埋立法に基づく意見

公有水面埋立に関する議案 8 件については、全て可決されている。

そのうち、石油化学関係工場用地（第 3 コンビナート）に関する 2 議案についての審議の状況については、次のとおり。

### ① 昭和 42 年 7 月四日市市議会 発議第 5 号

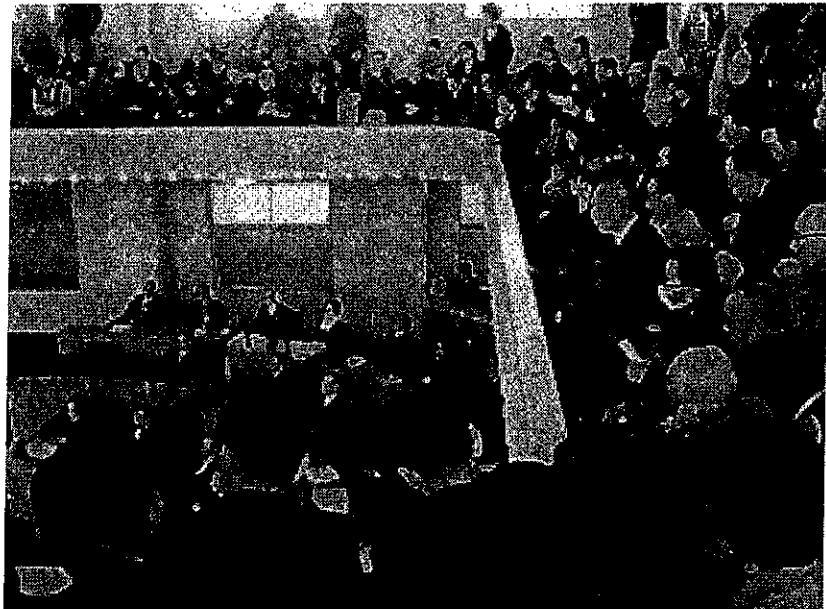
※賛成多数 無記名投票 41 票（賛成 26 票、反対 15 票）

公害に悩む四日市市に第 3 のコンビナートを建設するのか、否かの最後の議会審議となるため、200 席近い傍聴席も満員であったという。

夜遅くまで討議を続け、無記名投票を経て、条件付きで原案を承認した。

その翌日、議長から四港管理者あてに「将来埋立地に建設される工場については、本市と企業との間に公災害防止協定書の締結を行い万全の処置が講ぜられることになっているが、管理者においても十分な配慮をなされるよう要請する」との条件を附して回答されている。

## 《議場の様子》



### ⑤ 昭和 46 年 12 月四日市市議会 発議第 12 号

※賛成多数 無記名投票 43 票（賛成 27 票、反対 16 票）

深夜を含め 2 日間、延べ 20 時間近い審議の結果、無記名投票を経て、条件付きで原案を承認した。

次の 3 項目を附帯条件として、議長から市長に対して意見書が提出された。

- ・石油関連企業は立地せしめないこと
- ・埋立に要する内陸部の土砂採取跡地の処分は、四日市市にゆだねること
- ・埋立背後地域の開発を考えること

#### イ. 請願・陳情

請願及び陳情については、7 件全てが継続審査となっており、採決は行われていない。なお、昭和 46 年請願第 24 号霞コンビナート地先の埋立については、その後、9 月、12 月議会においても継続的に審議されている。

#### （4）検証

当分科会においては、公有水面埋立法に基づく意見に対して市議会が附した附帯条件それぞれに焦点を当て、その後の状況や影響などを考察するため更なる調査を行った。

特に、今まで続く市と企業との公災害防止協定、また、昭和 46 年の附帯条件に「石油関連企業は立地せしめないこと」があるにもかかわらず、前掲の「第 3 コンビナート：霞ヶ浦工業用地分譲図：(2 区 B)」において、石油化学関連企業の名称が見られることについては、当時の状況を正確に把握する上で必要性があるため、項を移して詳細を説明する。

次に、7 件の請願陳情全てが継続審査となっているが、その理由が確認できた案件に

よると「公有水面の埋立は建設委員会での審査内容となるが、四港から諮詢されていない段階では審査できないため」ということであった。なお、この時点において建設委員会に対しては、進出企業名等の説明は行われたものの、埋め立て計画の詳細についての説明は無かったとされる。

## 2. 第3コンビナートの造成と公災害防止協定

### ア. 背景

後の第3コンビナートとなる「霞ヶ浦地先工業用地埋立事業」については、ここに石油化学関係工場が立地することが明らかになるにつれて、住民の間にこれに対する運動が広まっていた。特に、富田及び富洲原地区の住民は、塩浜や午起の2つのコンビナートから生ずる公害の状況を見て、公害がさらに拡大されることに対する大きな不安を抱いていたという。前述の請願及び陳情は、そうした地元の具体的な意思表示であったといえる。

このような状況を受けて、県・市・四日市港開発事業団は、埋立方式の再検討、緩衝緑地の設置など施策上の公災害の予防に努力するとともに、公災害防止の1つの決め手として、進出企業との間に公災害防止協定を締結することとなった。

### イ. 公災害防止協定とは

地方公共団体と事業者との間で、公災害防止のために事業者がとるべき措置について、協定書という文書形式により取り決めておくことをいう。

昭和39年に、横浜市が根岸湾臨海工業用地埋立地の分譲に際し、進出企業に対し、公害防止に関する「ばい煙」、「排水」、「騒音対策」、「緊急時の措置」、「補償の取り決め」などを含む総合的な予防措置を誓約させ、これを協定書にまとめたものが最初といわれている。

昭和42年7月の議会からの附帯決議を経て、昭和42年9月、本市で最初に締結された大協和石油化学㈱との公災害防止協定書は次のとおりであった。

#### 《協定書》 (原文のまま)

四日市市長（以下「甲」という。）と大協和石油化学株式会社（以下「乙」という。）は、乙の霞ヶ浦地区埋立地への進出にあたって公害及び災害の防止に万全を期するため、三重県知事立会のもとに下記のとおり協定を締結する。

第一条 乙は、その操業に先立ち、別添（略）の大協和石油化学株式会社 工場公災害防止対策書のとおり、ばい煙、粉じん、ガス汚染、騒音、振動、臭気及び廃液等の公害及び災害（以下「公災害」という。）の防止の施設を適切かつ十分に設置するとともに公災害防止管理体制を確立しなければならない。

2 乙は、公災害防止対策書のとおり、公災害が発生しないよう細心の注意をもって操業しなければならない。

3 乙は、生産施設の拡大及び第一条の公災害防止対策書に定められた公災害防止対策の変更（新たな公災害防止対策の決定を含む。）をするときは、あらかじめ甲に協議して、その指示に従わなければならない。

**第二条** 前条の措置を講じたにもかかわらず、公災害の発生のおそれが生じ、または公災害が発生したと甲が判定した場合は、乙は甲の指示に従い、乙の責任において、すみやかに必要な措置をとらなければならない。

2 ばい煙の排出の規制等に関する法律第二一条に定める緊急時においては、乙は前項の規定によるほか燃焼の自肅、燃焼方法の改善等をはじめ、生産の調整を実施するものとする。

**第三条** 甲は、前各条の対策によっても、現実に住民の健康がそこなわれると判定したときは、乙の操業の全部又は一部の一時停止その他必要な措置を指示するものとし、乙は甲の指示に従わなければならない。

**第四条** 乙は、自己の生産関係施設の建設又は操業に起因して、住民または財産等に被害（公災害）を与えたと甲が判定したときは、補償しなければならない。

**第五条** 甲は、必要に応じて乙に対し報告を求めることができるほか、この協定の実施に必要な限度において工場内の立入調査をことができる。

**第六条** 乙は、すすんで工場及び周辺の環境美化に努力するとともに、四日市市内における国及び当該地方公共団体及び公害防止事業団が行なう公害防止対策については、積極的に協力するものとする。

**第七条** この規定に定めのない事項については、別に甲、乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書三通を作成し、甲、乙及び立会人各一通を保有する。

昭和四二年九月二八日

甲 四日市市長 九鬼 喜久男 ㊞

乙 大協和石油化学株式会社

取締役社長 渡辺 博 ㊞

立会人 三重県知事 田中 覚 ㊞

#### ウ、検証

当時の市議会においては、「公害基本法が制定され、関係法が検討されている今の時点で第三のコンビナートを誘致することは時代に逆行しないか」、「既成の工場の発生源対策のないままコンビナートを誘致するのは市民の感情を無視しないか」等の追及がなされたが、市長から「埋め立て事業について、発生源対策として、古い設備を廃棄して、新しい良い設備に切り替えていく時代の趨勢であり、一つの部分改良の一環として、公害対策の解決の方法として、新しい純粋な工業用地を新しく設備を作つて公害をなくす」、「四日市の将来は工業都市であり人命尊重も大切だが産業の育成を忘れては片手落ち

だ。埋立地に進出する企業との間に公災害防止について協定を結ぶ。新しい工場は新技術なので公災害は少ないと思う」との答弁がなされ、その後賛成多数により可決されている。

法による規制が未整備であった当時、公災害防止協定は新しい公害予防対策として大きな意義を持っていたと推察される。

すなわちこの公災害防止協定は、ばい煙等の汚染源物質の自主規制に留まらず、公災害が発生し住民に被害が生じた場合の企業の補償責任にまで踏み込むなど各種法令の隙間を埋める役割を実質的に果たしている。その有用性が認められたことから、市はこれを基本として、昭和44年9月には第1・第2コンビナート企業の石油精製部門を担当する昭和四日市石油株、大協石油株との間で公災害防止協定書を締結し、さらに昭和46年以降には、他のコンビナート企業との間で次々と公災害防止協定書の締結を行っている。

その後の昭和50年、石油コンビナート等災害防止法が制定されたことを機に、公災害防止協定は災害関係を切り離し、公害防止協定として締結し直されることとなり、現在46の企業と四日市市との間で締結されている。

昭和42年7月の公有水面埋立法に基づく意見に端を発して実施された公害防止協定は、個々の具体的な状況に応じた環境対策の推進や技術の進展、さらには企業の公害予防に対する自覚と責任を促すという点において、現在においても重要な意義を有しているのではないだろうか。

### 3. 第3コンビナート（2区B地区）における附帯条件の解除

#### ア. 背景

昭和46年12月、公有水面埋立法に基づく意見に対して市議会が附した条件「石油関連企業は立地せしめないこと」については、昭和55年3月に解除された。

昭和55年当初、竣工期限を1年後に控えた四港は、これ以上の工期延長はできず、また資金運用面からも同55年度末には売却する必要に迫られていた。そのため、附帯条件の附されている2区B地区への進出希望企業への再調査を行なったところ、埋立工事着手時期とは経済情勢にかなりの変動があり、附帯条件の解除なしには、液化ガス貯蔵基地等の建設を前提とした売却に支障を来すことが明らかになったとして、同年2月、四港は市議会に対して、公有水面埋立にかかる附帯条件に関して再協議を申し出た。

#### イ. 議会の動き

この問題に関する調査研究のため、特別委員会「霞ヶ浦地先埋立地問題特別委員会」が設けられた。

特別委員会からの報告を受けて行われた議案審議の状況については、次のとおりであった。

昭和 55 年 3 月四日市市議会

発議第 2 号 公有水面埋め立てに係る附帯条件について

※賛成多数 無記名投票 42 票（賛成 32 票、反対 10 票）

7 時間に渡る審議中断、議案の差し替え、あるいは副議長の辞表提出など夜遅くまで討議を続け、無記名投票を経て、条件付きで原案を承認した。

その翌日、議長から四港管理者あてに「市の将来の展望と諸情勢の変化に対応するためには、あらゆる公災害に対する万全の対策を前提として、予定される企業立地はやむを得ないものと判断する。石油代替エネルギーへの時代要請に即応して、四日市における主要熱源をクリーンエネルギーに転換させるよう強力な指導を求める」との趣旨の回答がなされている。

#### ウ. 検証

附帯条件の解除から 9 カ月後の昭和 55 年 12 月、市長から市議会に対して、霞ヶ浦工業用地への企業立地について説明がなされている。

その要旨については、

- ・四港管理者に対して、当該用地の処分に当たっては、本市議会の意向を踏まえて、譲渡先へ指導徹底を図ることと、譲渡先の選定に際して事前に本市と協議の上、処分されるよう申し入れを行ったこと
- ・四港においては、埋立地の配分案を作成するに当たって、本市議会の意見を尊重し、進出希望の企業から用地の利用計画はもとより、特に環境保全と保安対策について重点的な聴取を行い、三重県並びに本市とも事前に連絡調整を行なながら利用区分案をまとめてきたこと
- ・譲渡先については、一般企業 2 社（瀬古製粉株、成治工業株（後に辞退））、石油関連企業 4 社（大協石油株、中部電力株、大日本インキ化学工業株、新大協和石油化学工業株）で、延べ 14 万坪の敷地であった

(参考文献)

- ・四日市市議会本会議録
- ・四日市市議会特別委員会会議録
- ・四日市市史（四日市市）
- ・四日市港開港百年史（四日市港管理組合）
- ・環境白書（環境省）
- ・公告健康被害補償・予防の手引き（独立行政法人環境再生保全機構）
- ・三重県立総合塩浜病院研究業績集 VOL. 5（三重県）
- ・I C E T T（公益財団法人国際環境技術移転センター）HP
- ・三重大学医学部HP
- ・四日市港管理組合、三重県総合医療センター、環境部、市立四日市病院より  
四日市公害分科会へ提供いただいた資料

## 8. 「(仮称) 四日市公害と環境未来館」における情報発信について

当分科会においては、本市と同様に公害問題に悩み克服した北九州市において、現在に至るまでの公害防止対策や環境ミュージアムにおける情報発信について、市議会の動きを含めて調査を行った。(平成25年11月7日)

その調査を終えての主な意見を下記に掲載する。

### 1. 北九州市環境ミュージアムを視察して

- ・環境ミュージアムにおいては、公害の酷さよりも、産業公害を克服し、それをきっかけに市が発展したことを強調する展示が多い印象を受けた。産業公害発生時、漁業の場所を変更させるなど、住民と産業との共存・共栄の理念があったことも一つの原因であると思う。
- ・環境ミュージアムにおいては、産業公害による被害の歴史を伝えることよりも、むしろ産業公害を克服したことのPRに重点が置かれており、産業公害を美化している印象を受けた。
- ・北九州市においては、婦人会・企業・行政が一体となって環境改善に取り組んだという経緯もあってか、環境ミュージアムでは、四日市市とは異なり、被害の状況や実態があまり表現されていなかった。
- ・北九州市においては、環境問題克服に向けた努力が感じられた。産業公害への問題は自治会の運動から始まったが、その運動が形を変えながら現在でも続いていることが興味深い。
- ・環境ミュージアムについては、小学生の社会見学がメインの事業となっており、館内全体が、リサイクル、環境、ボランティアなどの活動を「環境」という言葉で一括りにしてしまっている。また、産業公害の問題から住民の視点が欠けているようにも感じられる。
- ・環境ミュージアムの来場者は、修学旅行や社会見学で来る市外の小学生がほとんどである。立地的に立ち寄りやすいことや、博物館が隣接されていることも影響していると思われる。
- ・環境ミュージアムでは公害を後世に伝えるための展示物に5億円余の予算を投じたというが、そのような印象は受けなかった。

### 2. 「(仮称) 四日市公害と環境未来館」における情報発信について

- ・四日市市では、産業公害問題について、訴訟に発展しているという点で北九州市と異なるのであるから、公害被害者がどのように苦しんだのか、そ

の点にも重点を置いて情報発信をしていくべきである。

- ・北九州市では、小学校の廃校など、行政による工・住分離推進の結果、産業公害問題から、住民の視点が抜けたように思われる。訴訟に発展した四日市市とは状況は大きく異なるので、四日市市は独自のコンセプトで情報発信を行っていくべきである。
- ・公害裁判の原告や被害者に焦点をあてるばかりでなく、あらゆる人、世代に焦点を当てて情報発信を行っていくべきである。
- ・「(仮称) 四日市公害と環境未来館」(以下、環境未来館) の資料・展示物の収集については、北九州市の環境ミュージアムに見習うべき点もある。
- ・環境未来館においては、公害分科会で集約した知識・技術を発信していく必要がある。
- ・北九州市では、環境ミュージアムに博物館が隣接しているなど、立ち寄りやすいことが集客に影響していると思われる。四日市市の場合、環境未来館だけで、どのようにP Rしていくかを考えていかなければならない。
- ・展示物収集に力を入れるのはもちろんのことだが、その展示物を今後どのように生かしていくのかを考えていかなければならない。
- ・北九州市の環境ミュージアムのように、子どもを主な対象に、環境学習の拠点として、未来に向けた環境意識の改良を図っていくことも一つの方向性であると考える。
- ・環境未来館については、過去の事象を改めて検証し、将来に向かって四日市市ができることを発信していく礎となってほしい。
- ・北九州市では、住民と産業との共存・共栄の理念のもと、産業公害を克服したように感じるが、四日市市では訴訟に発展した歴史もあるので、四日市市の環境未来館においては、北九州市とは異なる四日市市らしさを出してもらいたい。
- ・全国どこへ行っても、四日市市は公害というイメージで語られるので、そのイメージを払拭するためには、どのようにすればよいか、情報発信においては、それも考えていかなければならない。

## 9. 調査・分析および検証を終えて

### ① 各委員から出された調査研究の総括的意見

調査・分析および検証を終えるに当たり、各委員に全体を通しての総括的な意見を聴取し、整理したものを次に示す。

#### ア. 当時の議会の動きについて

四日市市議会において、公害対策を目的とした初の特別委員会が設置されたのは、昭和39年である。これは、市内において、水質汚濁・異臭魚の問題が発生した9年後であり、市で「四日市市公害防止対策委員会」が設置された4年後のことである。「四日市市公害防止対策委員会」において、市議会議員4名の参加はあったものの、すでに行政・住民側において、公害防止に対する動きがあった中で、市議会全体としての初動が遅かったのではないかという疑問が残る。

#### イ. 今なお残された課題について

塩浜地区など、住・工混在地域においては、現在もなお、工場災害の危険性、異臭問題などが残っている。法整備や各種規制により、大気汚染や水質汚濁などの問題は解決されたが、それ以外の部分についての救済はなく、結果的に住・工混在地域は置き去りにされていったような印象を受ける。市民代表たる議会が中心となって、住・工混在地域のまちづくりの課題に取り組む必要があったのではないか。

#### ウ. 四日市公害発生当時の認識について

産業都市育成を目指し、石油化学コンビナート等を誘致した結果発生したのが、産業公害であり、当時では予測のできなかった問題であると思う。当時は必要な法規制もなく、環境権という考え方もなかったのであるから、産業都市育成を優先していくという市の考えも、自然であり、石油化学コンビナートの誘致を否定することはできない。

また、公害被害者の苦痛は想像に耐えないが、公害病の影響が目に見えるものではなかったので、同じ四日市市に住んでいても、被害地域近隣に住む住民と、それ以外の住民の間では、公害に関する認識に乖離があったのではないかとも考える。

#### エ. 四日市公害の歴史のとらえ方および、その伝承について

環境に対する考え方が確立されていない中で活動した先輩議員の理念は、継続して我々も引き継いでいかなければならぬ。しかし、当時に環境権のような考

え方があれば、もっと異なる時代の流れとなり、訴訟の判決までに、それほど長い時間を要さなかったのではないかとも考えられる。

後世の四日市公害の歴史に対する認識については、百人百様であるため、我々は、事実を事実として、明確に後世に提示していく必要があるのではないか。

#### オ. 四日市公害の歴史における意義

四日市公害は、国策によって産業都市を目指した結果、負の部分が発生したという典型的な例である。しかし、議会、行政、市民が公害と向き合う中で、公害裁判の判決が、その後各地で起こった問題に生かされたことは非常に有意義なことである。

#### カ. 四日市公害の調査を通じて

- ・産業公害の問題については、激動の昭和の時代において戦後復興という大きな国策。まさに社会の転換期に起こったことであり、多くの人は予測していなかつたことである。とかく行政は前例重視であるが、未来においても、今では想像できない問題が発生するかもしれない。政治を行う者として、社会常識にとらわれず、先見の明をもってその任に当たりたい。

- ・四日市公害発生当時と現代においては、その情報量に大きな差があるのであるから、我々は、それを生かし、このような問題が発生しないように努めるとともに、同様の問題が発生した場合は、より適正に対処しなければならない。

#### ② 決議文案（誓いの言葉）について

当分科会では、公害の発生前から発生後に至る経過の中で、市議会が何を行い、何を行ってこなかったのか検証を行い、その上で、建設予定の「(仮称) 四日市公害と環境未来館」に、四日市市議会の“言葉”を刻み付けるべく、文案を作成し議決することを、その研究課題の一つとしてきた。

しかしながら、調査研究を押し進める過程で、公害発生当時、市民・企業・行政・議会など当事者たちが、法規制や環境権の概念すらない社会情勢の中、それぞれが置かれた状況のもとで悩み、葛藤した様子が明らかになるにつれ、現在を生きる我々の視点で当時を顧みて碑を刻んだとしても、四日市公害の本質を捉えきれない可能性があるとの判断に至った。

そのため、四日市市議会の“言葉”という形で碑を刻むのではなく、これに替え、各委員より寄せられた意見をもとに、この報告書において、「快適環境都市 四日市市」の更なる推進に向けた分科会としての意見を以下に提示することとした。

### ③ 歴史研究から未来へ（分科会集約意見）

四日市公害に関する市議会の動きについての調査・分析および検証を終えて、当分科会では、あらためて四日市公害に関する今日的な課題についての分析・検証を行い、「快適環境都市 四日市市」のさらなる推進に向けた意見を集約した。

#### ア. 現在に残された課題

四日市公害は、大気汚染や水質汚濁など、法規制のもとに一定の改善が図られた。しかしながら、「第3期四日市市環境計画」や「環境白書」にもあるように、いまだ解決できていない部分もあり、下記のような課題が残っている。

- ・窒素酸化物について、幹線道路に近い一部地域で県の定めた環境保全目標が達成できない地点がある等、自動車による交通公害が残っている。
- ・海岸部にコンビナート工場が立地するため、海風の多い夏季にコンビナート関係の悪臭被害が多くなる。工業地区と住居地区の混在地域では、上記交通公害や悪臭公害等、その住環境について、いまだ課題が残っている。

総合計画の基本目標に「都市と環境が調和するまち」の実現を掲げる本市においては、公害についての過去の教訓も十分に踏まえ、住・工混在地域の住環境の整備等、現在もなお重要な課題であるという視点をもって、将来のまちづくり施策についての検討を深めていく必要がある。

#### イ. 四日市市環境基本条例に基づく環境施策の更なる充実

市議会では、平成7年に、「四日市市環境基本条例」を全会一致により可決している。条例の前文は、以下のとおりである。

「わたしたちのまち、四日市は、西に緑豊かな鈴鹿山脈、東に恵み豊かな伊勢湾という自然に育まれ、東海道の宿場町として、古くから栄えてきた。

また、我が国有数の工業都市として、我が国の発展に寄与してきたが、その過程で四日市公害という悲惨な経験をし、貴い教訓を得ている。

一方、わたしたちが生活の利便性や豊かさを追求するあまり、わたしたちのまちのみならず、地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちはすべて、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、こうした良好な環境を保全し将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

貴い教訓を礎として、すべての者の参加と協調により、人と自然が共生できるまちづくり、環境への負荷の少ないまちづくり及び地球的な視野に立った取組ができるまちづくりを推進することがわたしたちの使命である。

ここに、わたしたちは、この使命を深く自覚し、市民の総意として、本市の良好な環境の保全と創造に向けて、この条例を制定する。」

前文は、四日市市が悲惨な公害を経験してきたことを伝え、四日市市としての環境に対する考え方を高らかに宣言している。

我々は、今、この条例の趣旨を再確認し、ひとりひとりが、その使命について、認識を改める時期に来ている。

この条例は、その趣旨として、国際環境協力の推進も謳っており、この後、世界に向けて四日市市のなしうることを的確に発信していくためには、I C E T T（国際環境技術移転センター）との連携を強化することについても今後、より重要になってくると考える。

今日、PM2.5等の新たな環境課題も発生しており、それに対応していくためには、施策の更なる充実発展に努めるべきである。

#### ④ 結び～研究を終えて

今、私たち四日市市民は、青い空を仰ぎ豊かな海を愛し星空の下で眠りに着きます。半世紀前、「四日市公害」という不幸な出来事があったこと、その時、市議会は何を為し何を為さなかったのか、・・・。

「公害裁判」の判決後40年を機に、四日市市議会では、この政策研究会（分科会）を設置し、裁判前後の市議会の記録を検証し、当時を知る方々への聴き取り作業を行ないました。

星空が戻った現在の視点から過去を批判することは、たやすいことでしょう。しかしそれよりも、先人の苦労に敬意を払いつつ過去を貴重な教訓とし、今後の四日市市のために我々が為すべき事は何か、この事を当分科会では最大の研究テーマとして追い求めました。

不幸な歴史を決して忘却することなく、美しい自然を未来の四日市市民に継承すること、この思いを新たにし、「四日市公害」の調査研究を終えます。

一議員政策研究会「四日市公害」分科会一同

## 10. 調査対象期間四日市市議会議員名簿

### ・昭和34年5月1日～昭和38年4月30日の間に在任

荒木 武治、池畠 佐太郎、伊藤 金一、伊藤 宗一、伊藤 泰一、伊藤 太郎、内山 弥十郎、大谷 喜正、笠田 七衛、加藤 定男、小林 喜夫、坂上 長十郎、志積 政一、柴田 繁、鈴木 愛次、鈴木 敏郎、高橋 伊祐、谷口 専九、田村 末松、辻 定章、中島 忠勝、永田 巳側、生川 平蔵、錦 安吉、野呂 幸太郎、橋詰 興隆、服部 昌弘、浜田 弥平、早川 和一、日比 義平、平野 太七、藤谷 祐一、前川 辰男、馬嶋 温知、森田 卯七（～昭和36年7月）、矢田 繁郎、山口 信生（～昭和38年3月）、山中 忠一、山本 三郎、渡部 権太郎

### ・昭和38年5月1日～昭和42年4月30日の間に在任

味岡 一郎、荒木 武治、伊藤 金一（昭和41年1月～）、伊藤 宗一（～昭和39年9月）、伊藤 泰一、伊藤 太郎、伊藤 信一（昭和41年1月～）、岩田 久雄、大島 武雄、笠田 七衛、加藤 定男、喜多野 等、北村 与一、訓霸 也男、酒井 昌一、坂上 長十郎、志積 政一、鈴木 愛次、須藤 総太郎、高橋 伊祐、谷口 専九、田村 末松（～昭和40年2月）、坪井 妙子、中島 忠勝、永田 利一郎、錦 安吉、野崎 貞芳、野呂 幸太郎（～昭和38年8月）、橋詰 興隆、服部 昌弘、早川 和一（～昭和39年6月）、早川 正夫（昭和41年1月～）、日比 義平、藤谷 祐一、前川 辰男、前川 宗雄（昭和38年6月～）、増山 英一、宮崎 春吉、安垣 勇、矢田 繁郎、山中 忠一、山本 栄一、山本 三郎（～昭和38年6月）、山本 勝（昭和41年1月～）、渡部 権太郎（～昭和42年2月）

### ・昭和42年5月1日～昭和46年4月30日の間に在任

味岡 一郎、天春 文雄、荒木 武治、伊藤 金一、伊藤 泰一、伊藤 太郎、伊藤 信一、岩田 久雄、大島 武雄、大谷 喜正、笠田 七衛、加藤 定男、川村 潔、喜多野 等、北村 与一（昭和45年1月～）、訓霸 也男、小林 哲夫、小林 喜夫、後藤 藤太郎、坂上 長十郎、志積 政一、高橋 力三、谷口 専九、辻 誠二、坪井 妙子、豊田 稔（～昭和46年3月）、生川 平蔵、野崎 貞芳、長谷川 鐸元、服部 昌弘、早川 正夫、日沖 武男、日比 義平、藤井 泰治郎、前川 辰男、増山 英一、松島 良一、宮田 勇、六平 豊司、安垣 勇、矢田 繁郎（～昭和43年11月）、山口 信生、山中 忠一、山本 勝、吉垣 照男

### ・昭和46年5月1日～昭和50年4月30日の間に在任

青山 峰男、天春 文雄、荒木 武治、小井 道夫、伊藤 金一（～昭和49年5月）、伊藤 太郎、伊藤 信一、岩田 久雄、大島 武雄、小川 四郎、川村 潔、喜多野 等、訓霸 也男、粉川 茂、小林 哲夫（～昭和49年9月）、小林 博次、小林 喜夫、後藤 寛治、後藤 藤太郎、志積 政一、高井 三夫、高橋 力三、田中 政一、坪井 妙子、出井 博、中島 隆平、生川 平蔵、野崎 貞芳、橋本 建治、橋本 増蔵、長谷川 鐸元、服部 昌弘、早川 正夫、日比 義平、福田 香史、藤井 泰治郎、増山 英一、松島 良一、六平 豊司、安垣 勇、山口 信生、山中 忠一、山本 勝、吉垣 照男

・昭和 50 年 5 月 1 日～昭和 54 年 4 月 30 日の間に在任

青山 峰男、天春 文雄、小井 道夫、伊藤 信一、岩田 久雄、宇治田 良市、  
小川 四郎、大谷 喜正、大森 多喜三、加藤 定男、金森 正、川口 洋二、  
喜多野 等、訓霸 也男、粉川 茂、小林 博次、小林 喜夫、後藤 寛次、  
後藤 長六、坂口 正次、高井 三夫、高木 黙、高橋 力三、田中 基介、  
坪井 妙子、出井 博、中村 信夫、生川 平蔵、野崎 貞芳、野呂 平和、  
橋本 増蔵、長谷川 鐸元、平野 行信、福田 香史、古市 元一、堀 新兵衛、  
前川 辰男、増山 英一、松島 良一、森 安吉、山口 信生、山路 剛、  
山中 忠一、山本 勝

・昭和 54 年 5 月 1 日～昭和 58 年 4 月 30 日の間に在任

青山 峰男、小井 道夫、伊藤 信一、伊藤 雅敏、宇治田 良市、小川 四郎、  
大島 武雄、大谷 喜正（～昭和 58 年 3 月）、金森 正、川口 洋二、川村 幸善、  
喜多野 等、訓霸 也男、粉川 茂、小林 博次、後藤 寛次、後藤 長六、  
坂口 正次、佐野 光信、高井 三夫、高木 黙、田中 基介、谷口 保、  
中村 信夫、永田 正巳、生川 平蔵、野崎 貞芳（～昭和 56 年 9 月）、野呂 平和、  
橋本 増蔵、平野 行信、福田 香史（～昭和 55 年 3 月）、古市 元一、堀 新兵衛、  
堀内 弘士、前川 辰男、松島 良一、水野 幹郎、森 真寿朗（昭和 55 年 12 月～）、  
森 安吉、山口 孝、山口 信生、山路 剛、山中 忠一、山本 勝、渡辺 一彦

・昭和 58 年 5 月 1 日～昭和 62 年 4 月 30 日の間に在任

相松 尚、青山 峰男、小井 道夫、伊藤 信一、伊藤 雅敏、小川 四郎、  
大島 武雄、大谷 茂生、金森 正、川口 洋二、川村 幸善、喜多野 等、  
久保 博正、訓霸 也男、粉川 茂、小林 清隆、小林 博次、後藤 寛次、  
後藤 長六、坂口 正次、佐野 光信、高木 黙、田中 基介、谷口 廣睦、  
豊田 忠正、中村 信夫、永田 正巳、野崎 洋、野呂 平和、橋本 増蔵、  
古市 元一、堀 新兵衛、堀内 弘士、前川 辰男、益田 力、水野 和子、  
水野 幹郎、毛利 道哉、森 真寿朗、森 安吉、山口 孝、山路 剛、  
山本 勝、渡辺 一彦

・昭和 62 年 5 月 1 日～平成 3 年 4 月 30 日の間に在任

青山 弘忠、小井 道夫、伊藤 信一、伊藤 正数、伊藤 雅敏、宇野 長好、  
大島 武雄、大谷 茂生、金森 正、川口 洋二、川村 幸善、喜多野 等、  
久保 博正、小林 博次、後藤 長六、坂口 正次、佐藤 晃久、田中 武、  
田中 基介、谷口 廣睦、豊田 忠正、中村 信夫、永田 正巳、野崎 洋、  
野呂 平和、橋本 茂、橋本 増蔵、長谷川 昭雄、古市 元一、堀内 弘士、  
前川 辰男、益田 力、水野 和子、水野 幹郎、毛利 道哉、森 真寿朗、  
森 安吉、山口 孝、山路 剛、山本 勝、渡辺 一彦

## 1.1. 参考資料

- 資料N o. 1 産業公害並びに公災害防止に対する意見書  
(昭和 40 年 6 月 発議第 6 号 出典:四日市市議会報 第 22 号)
- 資料N o. 2 公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書  
(昭和 41 年 7 月 発議第 7 号 出典:よっかいち市議会報 第 27 号)
- 資料N o. 3 産業公害の防除対策に関する意見書  
(昭和 42 年 10 月 発議第 6 号 出典:よっかいち市議会報 第 31 号)
- 資料N o. 4 公害に係る被害者救済に関する法律の施行内容改善に関する意見書  
(昭和 45 年 3 月 発議第 1 号 出典:よっかいち市議会報 第 43 号)
- 資料N o. 5 三重県立大学医学部附属塩浜病院存続に関する意見書  
(昭和 45 年 9 月 発議第 10 号 出典:よっかいち市議会報 第 45 号)
- 資料N o. 6 無過失賠償責任法の早期制定に関する意見書  
(昭和 46 年 9 月 発議第 7 号 出典:市議会報よっかいち 第 50 号)
- 資料N o. 7 公害防止意見書  
(昭和 47 年 9 月 発議第 6 号 出典:市議会報よっかいち 第 55 号)





## 委員会の動き

## 産業公害の防除対策に関する意見書

## 六、公災害防止について

①公害対策の一環として実施する都市公園、遊歩道の整備事業

（新）改進監視やるの防災組織  
造成事業に対し、これらが密

— 1 —

一一〇

## ②産業災害発生源施設に対する規制強化これが保安行政の一

元化を譲じられた。

公害防止事業団の事業運用方

針を次のように拡大されたい。

団の危険負担で企業が実施できる  
ものではない。

## ◎ 漢方が西洋医学にならう

地帶おもじ共同福祉施設等にて

## 起債事業と同等以上の優遇措置

### ③取扱いの対象業種および地域

を拡大し、未規制公害についても適用する。

**右地方自治法第九十九条第二項  
適用されだし**

卷之三

四日市市議会議長

日比  
藏

内閣総理大臣  
文部大臣  
大臣厚生大臣

自勞  
治効  
大臣

消防廳長官  
公害防止事業團理事長  
土木企劃公署總裁

三重縣 知事

# 公害地域家屋の 固定資産税減税

また、個人市民税は、課税最低限の引き上げが行なわれた結果、約四〇〇〇〇〇、〇〇〇円以上ある減税が見込まれるが、納稅義務者の増加、個人所得の伸び等によりこれを相殺して、なかなかの増収が見込まれ、法人市民税についても、新年度の賦課見通しから、この程度の増収が期待される。固定資産税のうち土地家屋分は、自然増収と地盤等による評価額に伴う負担調整措置によって、かなりの増収となり、貸却資産分については、新設大規模建築資産が全額市において課税されるとになり、これに各社の新增設が加わり、減税却分を差し引いてもなおかなり大きな増収が期待される。なお従来から懸念の公害地域の家庭の固定資産税の評価については、新年度から磯津地区三バーセント、國鉄線以東、海蔵川以南、鈴鹿川以北の区域の住宅について二バーセントの増税を加算し、減税するとしていた。また今回、新都市計画法の施行により、市街化区域と市域化調整区域が設定されるが、市域化区域設定の趣旨に鑑み、市域化調整区域には都市計画税を課さないとしていた。その他の諸ある。

昭和45年5月1日

までも、電気ガス税の免稅の引き上げが行なわれた結果、約三割七分増の増収が見込まれる。人件費の問題については、年俸に行われる人事院勧告に基づき、給与改訂によって増収を続けており、人事管理には特に慎重を期している。

新年度においても、職員の適正配置、新時代教育的目的とする選職者の待遇措置、事務の能率化、研修制度の実施等の対策を講じて対応したいが、職員数については、市勢の伸びに伴う施設の新設設て他を市長部局において看護婦三十人を含む五七人、消防部局で九人お雇ひし、他は、配転換等によることとした。また、物件費その他については、教育費あるいは医生費等のいわゆる生産サービス部門について行政水準の向上をはかり大手な増収が期待される。なお従来から懸念の公害地域の家庭の固定資産税の評価については、新年度から磯津地区三バーセント、國鉄線以東、海蔵川以南、鈴鹿川以北の区域の住宅について二バーセントの増税を加算し、減税するとしていた。また今回、新都市計画法の施行により、市街化区域と市域化調整区域が設定されるが、市域化区域設定の趣旨に鑑み、市域化調整区域には都市計画税を課さないとしていた。その他の諸ある。

第43号

までも、電気ガス税の免稅の引き上げが行なわれた結果、約三割七分増の増収が見込まれる。人件費の問題については、年俸に行われる人事院勧告に基づき、給与改訂によって増収を続けており、人事管理には特に慎重を期している。

新年度においても、職員の適正配置、新時代教育的目的とする選職者の待遇措置、事務の能率化、研修制度の実施等の対策を講じて対応したいが、職員数については、市勢の伸びに伴う施設の新設設て他を市長部局において看護婦三十人を含む五七人、消防部局で九人お雇ひし、他は、配転換等によることとした。また、物件費その他については、教育費あるいは医生費等のいわゆる生産サービス部門について行政水準の向上をはかり大手な増収が期待される。なお従来から懸念の公害地域の家庭の固定資産税の評価については、新年度から磯津地区三バーセント、國鉄線以東、海蔵川以南、鈴鹿川以北の区域の住宅について二バーセントの増税を加算し、減税するとしていた。また今回、新都市計画法の施行により、市街化区域と市域化調整区域が設定されるが、市域化区域設定の趣旨に鑑み、市域化調整区域には都市計画税を課さないとしていた。その他の諸ある。

以上方針にて編成した予算は、以下方針にて編成した予算は、

一般会計 八八六九、八〇〇、〇〇円

各特別会計 五九七三〇、三五、五〇〇円

△現代政治小論

△地方行政演習

△字源

△難訓辞典

△地方自治関係実例集

△国語表記実験摘要

△大字典

△新刊

△図書案内

△文庫

△現代都市論

△日本国憲法

△地方公債災害償還義務必拂

△例解立法技術

△市町村条例規則等実例集

△例解立法技術

△公明黨の政治

△創価学会新報

△企業会計原則の解説

△市町村計画行政資料集

△地方自治関係実例判例集

△法律による行政の原理

△これが方略本だ

△この本は方略本だ

可決議案



## 医療保険制度の

## 改革に関する決議

はかかるべきではないことはよく論議されてきたじつである。この直接の原因は、医療費の増高が国民所得の伸びや給与水準の上昇をはるかに上回る各種健康保険の財政が危機におちいったからである。このため、現在検討されている医療保険制度の改革案も財政のたて直しを意があまり根本的問題をおさりにし、制度の上からもまた政治的な面からもいろいろの問題を食ぐらひはじはいためだ。

われわれは国民医療の危機といわれる以前にあたって、将来に禍根を残すことのないよう次の見解を示して、抜本改革に關する基本的構想の再考を望むものである。

三重県立大学医学部附属  
塩浜病院存続に関する意見書

國医療機關の充実は、今頃よりまするの重要性を増しますのであります。

このよきな時、あたり、三重県におかれどは、三重県立大学に移管すべく努力をされておられるもつてあります。が現在県立大学附属病院として市内にある塩浜病院は、地域公共的医療機関として、また衛生行政上の公共病院として、またのうえ最も社会問題化されておる公害についても最も先導的な公害医療機関として、さういふ評議の産業医学研究所は本衛生行政上大くべからざるものであります。

したがつて、今後公的医療機関としての使命はむづかしくして、産業医学の研究並びに公害医療に寄与し地盤住民の健康にこだわるため、一そつと拡充整備せらるるべく強く要望する所右、地方自治法第九十九条第二項の規定による意見書を提出する。

三重県立大学医学部附属

塩浜病院存続に関する意見書

增浜病院存続に関する意見書

國民療養機關の充実は、今亟要す。かくの重要性を増してゐるであります。

このよき時代にあたり、三重県におかれども、三重原立大を國立に移管すべく努力をされておられるのであります。が、現在県立大學附属病院として当市にある臨海病院及び地城公的醫療機関として、また衛生行政上の公共組織として、またのうえ今日最も社会問題化されておる公害については最も積極的な公害醫療機關として、かくの建設的産業医学研究所は本衛生行政上大いべからざるものであります。

したがひて、今後公的醫療機関としての使命はむづかしくなつたため、そぞれ拡充整備せられるよう強く要望する。右、地方自治法第九十九条第三項の規定により意見書を提出する。

十四市議會全體會議  
山東忠

## 委員会の動き

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| △工事請負契約の締結について<br>(市立深田小学校改築工事) | (雨水ポンプ設備工事)<br>議題について(議員提出)                   |
| △工事請負契約の締結について<br>(市立羽林小学校改築工事) | (電気ボンブ場上工事)<br>議題について(議員提出)                   |
| △人権擁護委員の推薦について<br>(市議会議員選挙)     | △三重県立大学医学部附属精神病<br>院存続に関する意見書提出につ<br>いて(議員提出) |

来年一月から

## 老人医療費の無料化実施

### 無過失賠償責任法の早期制定に関する意見書

第三款 民生費は、来年一月から実施を予定している老人医療費の助成に要する扶助費等必要見込額を追加するとともに、社会福祉費は十月から補助割当の決定した身体障害者および心身障害者家庭奉仕員、寝たきり老人介護人の所要経費並びに県補助割り当てのあつた老人社会奉仕団体事業に対する補助金その他老人憩の家開設に伴う備品購入費等の追加である。児童福祉費は、家庭児童相談員を来る十月から一名増員し所要経費と民間共同乳児保育所に対する運営委託料の増額、旧養護施設希望の家の除却費を追加し、青少年指導費は、県補助の決定あつた。スポーツ少年団結成指導および活動費補助金等のほか、スポーツ大会等派遣費補助金を追加計上したものである。保育所費は、嘱託医師の報酬改訂に伴う所要経費のほか、坂部保育園の基礎杭打工事費を追加し、同保育園敷地購入費の不用額を減額補正したものである。児童館費は、橋北児童館の臨時借入料、精勤児童園施設費はみはと学園敷地の法止補修工事費を追加し、また児童福祉施設費は保々地区において季節保育所を増設する所要経費と、子供広場整備

費補助金の不足見込額を追加した。なお、災害救助費は、去る七月集中豪雨による被災者に対する見舞金等である。

第四款 衛生費のうち清掃費は、臨時人夫賃および北部清掃團地塵芥埋立処理場の覆土整地に要するアルドナー等の借上料の不足見込額、水沢空港埋立排水路工事費ならびに去る七月発生の水害に際し汚物取扱業者に汚物処理を委託した経費のほか、し尿海洋投棄所詰所改築費等の追加である。

第五款 労働費は、失業対策事業の就労者に対する賃金改訂による追加補正のほか、労働会館の備品購入費の追加計上である。

第六款 農林水産業費のうち農業費は、今回県補助事業費の内定をうけた農業委員会の特別事業として、農地等利用関係紛争処理事業、標準小作料設定事業および大企等派遣費補助金を追加計上したものである。

第七款 市市議会議長名  
内閣総理大臣 厚生大臣 通商産業大臣 環境庁長官

公害問題は日本全体に拡大され、住民の生活は勿論、生命すらも危険にさらされています。公害防止の積極的かつ具体的な対策が一日も早くと望まれている昨今であります。このよくな時期に、政府においては、民法の過失責任の例外として無過失責任性を導入した法案の立法化の方針をとられていることは喜ばしいことであります。

ところが四日市市の公害は硫酸酸化物による複合汚染が大半であり、政府案においては硫酸酸化物による複合汚染が除外されてしまふことは困難であり、誠に遺憾であります。

よって政府においては住民の健康と生命を守るために諸施策を強力に推進するとともに左記の項目について早急に善処されるよう強く要望いたします。

記

#### 一 無過失賠償責任法を早急に制定すること。

一 硫黄酸化物などによる複合汚染を同法案に含めること

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和四十六年九月一日

四日市市議会議長名  
内閣総理大臣 厚生大臣 通商産業大臣 環境庁長官

東洋町街路灯設置費補助金を追加

計上したものである。

第八款 土木費は、市内一円の道路維持補修費と、水道局その他のからの委託による路面復旧工事費の追加補正のほか、市内主要幹線に設置します道路案内標識の設置工事費を追加計上した。道路新設改良費は、国庫補助事業費として決定しました日永、八郷線整備生地立体交差取付道路事業費および広域農道関連事業として波木町西日野線の用地買収費を追加計上し、山分松寺線補修事業は、国庫補助割り当ての減少により減額補正を行なった。このほか単独事業として道路舗装、改良費等を追加し、河川費においては、維持補修費の増額補正をした。港湾費は、四日市港管理組合に対する負担金および四日市港整備事業資金として県を通じ借りの首都圈等（中部圏）整備事業償還金に対する本巣負担分の追加をしたものである。都市計画費は、本年六月発足した旅館建築審査会の所要経費の追加のほか、人件費の一部組替を行ない、四日市都市計画基礎調査事業負担金については、市街化区域の用途地域指定に伴う基礎調査を当初単独事業として予算措置を行なったが、今回県の委託事業と間の関係から併せて債務負担行為として採択されることになったため所要の補正を行なうものである。土地区画整理費は、西富田地区土地区画整理事業について、県から



〈当分科会開催に当たってご協力いただいた方々〉

元四日市市議会議員 前川 辰男 様  
元四日市市環境部職員 玉置 泰生 様  
四日市港管理組合  
三重県総合医療センター  
四日市市環境部 環境保全課  
四日市公害と環境未来館準備室  
市立四日市病院

---

最後に

「四日市公害」に関する知識はあるが、それでは当時、市議会は何をしていたのだろうか  
一現在の市議会議員が共有しながら、これまで確かめる事の無かった、この疑問の答を求  
めて、私たちは『会議録』を読み始めました。永久保存版として一冊ずつしか残っていない  
『本会議録』と、和紙に手書きの『特別委員会会議録』を、3班に分かれて読み進む作  
業ののち、疑問や感想を出し合い再調査・議論を重ねました。最初の疑問の答は、研究に  
参加した議員が、それぞれに見出し、今後の活動に活かされて行くことでしょう。